

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月7日

【中間会計期間】 第118期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社クボタ

【英訳名】 KUBOTA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 幡 掛 大 輔

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

【電話番号】 大阪(06)6648-2622

【事務連絡者氏名】 財務部長 木 村 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町三丁目1番3号
株式会社クボタ東京本社

【電話番号】 東京(03)3245-3026

【事務連絡者氏名】 東京業務部長 中 沢 直 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社クボタ 本社阪神事務所
(兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号)
株式会社クボタ 東京本社
(東京都中央区日本橋室町三丁目1番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第116期中	第117期中	第118期中	第116期	第117期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	502,799	558,011	561,014	1,065,736	1,127,456
継続事業からの 税金等調整前純利益 (百万円)	65,417	78,650	76,241	140,521	131,565
純利益 (百万円)	38,182	44,332	43,020	81,034	76,457
株主資本 (百万円)	557,605	625,557	687,634	606,484	659,637
総資産額 (百万円)	1,270,050	1,460,996	1,547,473	1,405,402	1,502,532
1株当たり株主資本 (円)	423.80	483.16	533.66	466.71	510.75
1株当たり純利益 (円)	29.30	34.16	33.32	62.14	59.01
潜在株式調整後 1株当たり純利益 (円)	28.87	34.16	33.32	61.67	59.01
株主資本比率 (%)	43.9	42.8	44.4	43.2	43.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	36,196	48,099	45,848	87,857	96,830
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△26,694	△38,452	△36,485	△61,292	△90,007
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△487	7,323	△2,969	△10,186	△16,835
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	83,879	108,499	89,995	91,858	82,601
従業員数 (人)	22,856	23,718	24,678	23,049	23,727

(注) 1 中間連結(連結)財務諸表は米国基準に基づいて作成されております。

- 従来、中間連結(連結)損益計算書上、小売金融取引に係る金融収益と金融費用は、主として「その他の収益(△費用)」の「受取利息」と「支払利息」にそれぞれ含めて表示しておりました。しかし、小売金融取引の重要性が増し、当社の主要または中心的な営業活動となってきたため、第117期よりそれぞれ「売上高」と「売上原価」に含めて表示しております。これに伴い、第117期中以前の関連数値を組替再表示しております。「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表に対する注記※1 (5) 中間連結損益計算書における小売金融関連損益の組替再表示」を参照して下さい。
- 第117期に非継続事業となった事業に関して、財務会計基準審議会基準書第144号「長期性資産の減損または処分の会計」の規定に基づいて、第117期中以前の関連数値を組替えて表示しております。
- 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 1株当たり純利益の欄には「1株当たり純利益－基本的」を、潜在株式調整後1株当たり純利益の欄には「1株当たり純利益－希薄化後」を、表示しております。1株当たり純利益は財務会計基準審議会基準書第128号「1株当たり利益」に基づいて算出しております。
- 株主資本、1株当たり株主資本、株主資本比率は中間連結(連結)貸借対照表の資本合計を用いて算出しております。
- 金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第116期中	第117期中	第118期中	第116期	第117期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	313,573	322,835	328,286	693,503	694,935
経常利益 (百万円)	31,562	38,471	39,354	81,032	78,601
中間(当期)純利益 (百万円)	21,273	22,464	26,387	47,630	43,372
資本金 (百万円)	84,070	84,070	84,070	84,070	84,070
発行済株式総数 (千株)	1,317,169	1,299,869	1,291,919	1,299,869	1,291,919
純資産額 (百万円)	452,249	485,208	497,306	484,759	492,369
総資産額 (百万円)	848,535	905,989	882,514	922,838	906,920
1株当たり配当額 (円)	4.00	5.00	6.00	10.00	12.00
自己資本比率 (%)	53.3	53.6	56.4	52.5	54.3
従業員数 (人)	8,763	8,746	9,569	8,706	8,674

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
2 金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3 第117期中間会計期間より、純資産額の算定にあたり「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当社は米国基準に準拠して中間連結財務諸表を作成しており、関係会社(連結子会社及び持分法適用関連会社)の範囲についても米国基準の定義に基づいております。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」における関係会社の範囲についても同様です。

当社及びその関係会社は内燃機器関連、産業インフラ、環境エンジニアリング、その他の4事業部門にわたって、多種多様な製品を生産、販売しております。

当中間連結会計期間において、当社及びその関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、重要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当社の連結子会社であるクボタメゾン(株)については、平成19年9月28日に株式会社アーバネックスへ全株式を譲渡する契約を締結しました。当該契約に基づき平成19年10月1日に70%の株式を譲渡した結果、同社は当社の連結子会社ではなくなり持分法適用関連会社となりました。さらに、残りの30%を譲渡しますと(平成21年4月1日予定)持分法適用関連会社からも外れることとなります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
内燃機器関連	14,075
産業インフラ	4,136
環境エンジニアリング	2,309
その他	3,502
全社(共通)	656
合計	24,678

(注) 従業員数は就業人員数です。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	9,569
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数です。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の売上高は前年同期比30億円(0.5%)増加して5,610億円となりました。

国内売上高は前年同期比98億円(3.6%)減少して2,658億円となりました。内燃機器関連部門は、建設機械、エンジンが売上を伸ばしたものの、主力の農業機械が売上を落としたため、部門全体では減収となりました。産業インフラ部門は、ダクトイル鉄管や合成管等のパイプシステムはわずかながら売上が減少しましたが、産業用鋳物・素材が売上を大幅に伸ばしたため、部門全体では増収となりました。環境エンジニアリング部門は一部事業分野からの撤退決定の影響等により大幅な減収となりました。その他部門は、自動販売機が売上を大きく伸ばしましたが、マンション、工事等が売上を落としたため、部門全体では若干の減収となりました。

海外売上高は前年同期比128億円(4.5%)増加して2,953億円となりました。北米では米国住宅市場の調整を受けて主力のトラクタが売上を落としたほか、建設機械、エンジンも前年同期の売上を下回りました。一方、欧州ではトラクタ、建設機械、エンジンがそろって売上を伸ばし、アジアではタイにおけるトラクタが引き続き大幅に売上を拡大させました。海外売上高比率は前年同期比2.0ポイント上昇して52.6%となりました。

営業利益は前年同期比16億円(2.1%)減少して751億円となりました。内燃機器関連部門は増収や円安効果等により増益を確保しました。しかし、産業インフラ部門は原材料価格の高騰等により、環境エンジニアリング部門は減収や競争激化に伴う採算悪化等により、それぞれ減益となりました。その他部門は自動販売機の増収等により順調に増益を果たしました。

継続事業からの税金等調整前純利益は営業利益の減少を受けて前年同期比24億円(3.1%)減少して762億円となりました。法人所得税は293億円(実効税率38.5%)の負担となり、少数株主損益及び持分法による投資損益は差し引き37億円の控除、非継続事業からの純損益(税効果後)は2億円の損失となりました。この結果、当中間連結会計期間の純利益は前年同期比13億円(3.0%)減少して430億円となりました。

事業の種類別セグメントにおける売上の状況は次のとおりです。

① 内燃機器関連

当部門の売上高は前年同期比47億円(1.2%)増加して4,085億円となり、売上高全体の72.8%を占めました。国内売上高は前年同期比84億円(6.1%)減少して1,292億円となり、海外売上高は前年同期比131億円(4.9%)増加して2,793億円となりました。当部門は農業関連商品を含む農業機械、エンジン、建設機械等により構成されております。

国内では農業機械が売上を落としました。当中間連結会計期間の国内農機市場では、新農政の本格的な展開が進むなか、中規模農家層を中心に投資意欲の冷え込みが続きました。当社は積極的な拡販活動を通じて市場の活性化に努めシェアアップを果たしましたが、市場全体の落ち込みの影響を補うにはいたりませんでした。一方、建設機械は顧客層に応じたきめ細かな販売戦略が奏功しシェアアップにより売上を伸ばしました。また、エンジンも輸出の好調が続く建設・産業機械メーカー向けを中心に順調に売上を伸ばしました。

海外では主力のトラクタが売上を拡大させました。米国では住宅・工事関連市場の低調や南東部を中心とした深刻な干ばつの影響等により売上を落としました。一方、欧州では積極的な新機種投入や活発な販促活動等により売上を増加させ、アジアでも農業の機械化進展に伴って急速な需要拡大の続くタイで大幅な増収を記録しました。建設機械は主力の欧州を中心に大きく売上を伸ばしました。米国では市場の悪化により減収となりましたが、欧州では好景気を背景に需要の拡大と前期に市場投入した大型機の拡販により大幅に売上を伸長させました。エンジンも欧州を中心に堅調に推移し増収を果たしました。しかし、作業機は中国でのコンバイン市場の低迷により大きく売上を落としました。

② 産業インフラ

当部門の売上高は前年同期比36億円(4.2%)増加して874億円となり、売上高全体の15.5%を占めました。国内売上高は前年同期比49億円(7.0%)増加して743億円となり、海外売上高は前年同期比13億円(9.1%)減少して132億円となりました。当部門はパイプシステム(ダクタイル鉄管、スパイラル鋼管、合成管、バルブほか)及び産業用鋳物・素材により構成されております。

国内では主力のダクタイル鉄管と合成管がわずかに売上を落としましたが、スパイラル鋼管、バルブが堅調に推移したほか、産業用鋳物・素材がダクタイルセグメント(トンネル用補強材)や鉄鋼・石油化学プラント向け製品の拡販により大幅に売上を伸ばしました。

海外では産業用鋳物・素材が石油化学プラント向け製品(反応管)を中心に引き続き好調な売上を記録しましたが、ダクタイル鉄管は中東向け輸出売上を大幅に落としました。

③ 環境エンジニアリング

当部門の売上高は前年同期比43億円(18.2%)減少して195億円となり、売上高全体の3.5%を占めました。国内売上高は前年同期比51億円(22.9%)減少して171億円となり、海外売上高は前年同期比8億円(46.3%)増加して24億円となりました。当部門は各種環境プラント、ポンプ等により構成されております。

国内では官公需を中心に厳しい市場環境の続くなか、コンプライアンス問題発生に伴う指名停止措置の影響等により上下水プラント、環境リサイクル、ポンプがいずれも減収となりました。特に環境リサイクルは前期にゴミ焼却プラント事業及びし尿処理施設事業の縮小を決定したことが大きく影響して大幅な減収となりました。海外ではポンプが大幅に売上を伸ばしました。

④ その他

当部門の売上高は前年同期比9億円(2.0%)減少して456億円となり、売上高全体の8.2%を占めました。国内売上高は前年同期比12億円(2.5%)減少して452億円となり、海外売上高は前年同期比2億円(180.2%)増加して4億円となりました。当部門は自動販売機、電装機器、空調機器、工事、浄化槽、マンション等により構成されております。

主力の自動販売機、電装機器は順調に売上を伸ばしました。特に自動販売機は成人識別装置付たばこ自販機の増販により大幅な増収を記録しました。しかし、当中間連結会計期間に完工案件の少なかったマンションや事業分野を縮小した工事が売上を落とし、空調機器、浄化槽等も前年同期を下回る売上にとどまりました。

所在地別セグメントの売上の状況は次のとおりです。

① 日本

売上高は前年同期比85億円(2.9%)減少して2,815億円となりました。内燃機器関連部門では農家の投資意欲の冷え込みが続き、主力の農業機械が減収となりました。また、一部事業分野からの撤退等により環境エンジニアリング部門も売上を落とし、その他部門もわずかに減収となりました。一方、産業インフラ部門は産業用鋳物・素材を中心に大幅に売上を拡大させました。

② 北米

売上高は前年同期比82億円(4.6%)減少して1,684億円となりました。米国では住宅・工事関連市場が低調に推移し、主力のトラクタが売上を落としたほか、建設機械・エンジンも前年同期の売上を下回りました。

③ 欧州

売上高は前年同期比132億円(26.6%)増加して630億円となりました。EU諸国の好景気を背景に主力の建設機械が大型機の拡販等により売上を伸ばさせたほか、積極的な新機種投入や活発な販促活動によりトラクタも売上を拡大させました。また、エンジンも堅調に推移し、全体では大幅な増収を果たしました。

④ その他

売上高は前年同期比65億円(15.6%)増加して481億円となりました。アジアでは中国がコンバイン市場の低迷により売上を落としましたが、需要拡大の続くタイではトラクタが引き続き大幅な増収を記録しました。また、オーストラリアでも建設機械・エンジンを中心に売上は堅調に推移しました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは458億円の収入(前年同期比23億円の収入減)となりました。純利益はわずかに減少しましたが、減価償却費が増加したこと、受取債権、たな卸資産、仕入債務の増減等によるキャッシュ・フローが全体として前年同期並であったことなどにより、営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期と同水準となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは365億円の支出(前年同期比20億円の支出減)となりました。生産能力の増強に伴い設備投資が拡大し、北米・タイ等における小売金融債権の増加による支出も増加しましたが、一方でその債権回収も進んだため、投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期と同水準となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは30億円の支出(前年同期比103億円の支出増)となりました。自己株式の購入による支出は減少しましたが、資金調達の抑制と増配により、財務活動によるキャッシュ・フローは大幅な支出増となりました。

これらのキャッシュ・フローに為替変動の影響を加えた結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物残高は期首残高から74億円増加して900億円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントの生産実績は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
内燃機器関連	426,362	8.8
産業インフラ	91,841	△2.0
環境エンジニアリング	10,878	△70.6
その他	54,035	△8.2
合計	583,116	0.3

(注) 1 金額は販売額をもって計上しております。

2 金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントの受注状況は次のとおりです。

なお、内燃機器関連部門は受注生産を行っておらず、産業インフラ、環境エンジニアリング、その他の各事業部門についても一部受注生産を行っていない事業があります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
産業インフラ	82,720	14.8	62,139	13.8
環境エンジニアリング	16,366	15.2	34,581	△42.4
その他	29,814	27.0	12,249	△25.6
合計	128,900	17.4	108,969	△16.9

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントの販売実績は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
内燃機器関連	408,507	1.2
産業インフラ	87,439	4.2
環境エンジニアリング	19,486	△18.2
その他	45,582	△2.0
合計	561,014	0.5

(注) 1 販売額が総販売額の10%以上に該当する販売先は前中間連結会計期間、当中間連結会計期間ともにありません。

2 金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題もありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約等は次のとおりです。

(1) 合弁会社設立契約

契約会社名	相手先	国名	契約の内容	契約締結日
(株)クボタ	タタ・メタリクス Ltd. 株式会社メタルワン	インド 日本	インドにおける水道用ダクタイル鉄管の製造・販売を行う合弁会社(タタ・メタリクス・クボタパイプス Ltd.)の設立に関する契約を締結(当社出資比率44%)	平成19年7月20日
(株)クボタ	セメンタイホールディングス Co.,Ltd	タイ	タイにおけるトラクタの生産を行う合弁会社(サイアムクボタトラクタ Co.,Ltd)の設立に関する契約を締結(当社出資比率60%)	平成19年8月20日

(2) 子会社株式の譲渡契約

契約会社名	相手先	国名	契約の内容	契約締結日
(株)クボタ	株式会社アーバネックス	日本	当社の100%子会社であるクボタメゾン(株)の発行済全株式を株式会社アーバネックスに譲渡	平成19年9月28日

(3) 当社が技術供与している契約

契約会社名	相手先	国名	契約の内容	契約期間
(株)クボタ	AD I システムズ Inc.	アメリカ	ろ過分離に関する技術供与	自 平成19年9月27日 至 平成22年9月27日

5 【研究開発活動】

当社は「豊かな生活と社会の基盤を支える製品・技術・サービスを通じて、社会の発展と地球環境の保全に貢献する」を経営理念としております。当社はこの理念に基づき、各事業部門に所属する研究開発組織を中心に、事業に直結した製品・技術の開発に努めております。

当中間連結会計期間における研究開発費は121億円であり、事業の種類別セグメントごとの研究開発費及びその主な研究開発成果は次のとおりです。なお、「その他」事業の研究開発費及び特定の事業部門に関連づけられない基礎研究費等は、合算のうえで「その他・全社」として分類しております。

(1) 内燃機器関連

① オールラウンド・トラクタ「グランド・キングウエル」の開発

16.5～95馬力のトラクタ4シリーズ36型式について一斉モデルチェンジを行い、幅広いユーザ層の多様なニーズに適合した新製品を同時発売しました。この内、中核ユーザ層向けの「グランド・キングウエル」は、排ガス規制に対応した高出力・高トルクのエンジンを搭載し、高い走行性能と乗用車感覚の操作性による優れた作業効率を誇るとともに、作業機部分を地面から持ち上げるとPTO（作業機を駆動するためにエンジン動力を取り出す装置）が自動停止する新PTOシステムや、開放的で広い視界と静粛な空間を提供するキャビン等を装備することにより、力強さと安全性・先進性をおこなったオールラウンド・トラクタとなっております。

② 大型田植機「ウェルスター ROYAL VIP」の開発

日本農業の大規模化に伴って営農集団等のプロ農家向け大型農機の需要が拡大するなか、高出力のエンジンと耕盤の凸凹を吸収する四輪独立サスペンション及び本体の水平を制御するSTモンロー機構、作業機部分の昇降を制御する高速オート機構等を組み合わせた高能率の大型田植機「ウェルスター ROYAL VIP」を開発しました。この製品は、業界最速の植付速度と高い植付精度を両立するとともに、枕地ならし機能や薬剤散布機能など1台5役の機能をあわせもつことにより、プロ農家の省力化・効率化の要望に的確に応えた本格プロ仕様となっております。

③ ミニバックホー「ZEPH」の開発

高出力・高トルクを維持しつつ、オフロード法排ガス規制及び国土交通省第三次排ガス規制に適合した低振動・低騒音のクリーンエンジンを開発し、これを搭載したミニバックホー「ZEPH」を発売しました。この小型建機は、世界で最も厳しいとされる欧州の安全基準に適合したキャビンを搭載するなど安全性を最大限に配慮する一方で、耐久性やメンテナンス性等も大幅に向上させております。さらには、キーに埋め込まれたICチップによる認証でエンジン始動の制御を行う独自の盗難防止装置を採用するなど、他社に先駆けた先進機能も装備しております。

当セグメントに係る研究開発費は91億円です。

(2) 産業インフラ

① ダクタイル鉄管の新管路設計法の開発

上水道基幹道路の100%耐震化に向け、耐震管路の設計を容易に行える新管路設計法を開発しました。ダクタイル鉄管は水圧による不平均力の影響を受けないように異形管部回りを一体化しているため、その長さの算出には熟練を要しました。当社は、管路挙動のFEM解析や埋設試験等を通じて一体化長さの簡便な算出法を確立しました。これを用いた新管路設計法の採用により、耐震管路設計の容易化とともに一体化長さの短縮化も可能となり、管路コストの低減にも大きく貢献することとなりました。

② 延焼防止機能付き排水集合管「カンペイ君」の開発

集合住宅の防火区画となる排水立て管の床貫通部に使用する延焼防止機能付き排水集合管「カンペイ君」を開発しました。この製品は、火災発生の際に、取り付けられた熱膨張材が膨張することにより排水立て管内を閉塞し、上階への炎や煙の侵入を遮断する機能を果たします(防火区画床貫通部に關する国土交通大臣認定及び(財)日本消防設備安全センター性能評定を取得)。「カンペイ君」の採用により、従来は耐火二層管等の不燃材料しか使えなかった排水管に塩ビ管が使用できることとなり、材料費及び施工性の両面から施工コストの低減が可能となります。

当セグメントに係る研究開発費は10億円です。

(3) 環境エンジニアリング

① 冷却液密封型的水冷式水中ポンプの開発

下水中継ポンプ場の吸水槽では、残留汚水の削減のため、低水位での長時間連続運転が可能な水中ポンプが求められます。しかし、低水位の運転ではモータ部やポンプ本体が水没せず、気中での運転となるため、効果的・効率的な冷却方法が必要となります。当社は、密封した循環冷却液が効率的にモータを冷却する水冷式を選択し、さらに内蔵した熱交換器を介してポンプ揚水への放熱を行う構造を採用しました。熱流体解析手法によりその妥当性を確認し、改良を重ねることにより、長時間にわたる気中連続運転が可能な大容量水中ポンプの開発に成功しました。

当セグメントに係る研究開発費は8億円です。

(4) その他・全社

① コンパクト型空気調和機「Nシリーズ」の開発

オフィスビル向け空気調和機では、省エネ性の向上によるランニングコストの抑制が強く求められます。これに応じて、高効率のプラグファンを搭載したコンパクト型空気調和機「Nシリーズ」を開発しました。この製品は、給気・還気ファンを組み込んだ機種としては従来比27%の消費電力節減を可能にするとともに、フレームを取り除いたパネル連結構造の採用により従来比30%の製品重量削減にも成功しております。さらに、業界初のワンハンドル点検扉の採用により、機密性を維持しながらの点検扉開閉を容易にし、また要点検箇所数も従来の半分に削減するなど、メンテナンス性の向上にも配慮しております。

当セグメントに係る研究開発費は12億円です。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却等について、当中間連結会計期間に重要な変更並びに完了はありません。

また、当中間連結会計期間において新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,874,700,000
計	1,874,700,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月7日)	上場金融商品取引所名	内容
普通株式	1,291,919,180	1,291,919,180	[国内]東京、大阪 [国外]ニューヨーク、フラン クフルト	—
計	1,291,919,180	1,291,919,180	—	—

(注) 東京、大阪の各金融商品取引所は市場第一部に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	—	1,291,919	—	84,070	—	73,057

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	102,720	7.95
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3-5-12	85,965	6.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	84,663	6.55
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	61,062	4.72
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	46,942	3.63
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	45,006	3.48
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	40,851	3.16
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 事務室)	米国、カリフォルニア (東京都中央区日本橋兜町6-7)	38,712	2.99
モックスレイ・アンド・ カンパニー (常任代理人 株式会社三井住友 銀行)	米国、ニューヨーク (東京都千代田区丸の内1-3-2)	34,399	2.66
資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海1-8-12	30,497	2.36
計	—	570,819	44.18

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式はすべて信託口です。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式には、住友信託銀行退職給付信託口22,982千株が含まれております。
- 3 当社はJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から平成19年10月4日付大量保有報告書の変更報告書の写しの送付を受け、平成19年9月28日現在で次のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には反映しておりません。

氏名又は名称	保有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 保有株式数の割合(%)
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	4,500	0.35
J Pモルガン信託銀行株式会社	40,688	3.15
ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・ マネージメント・インク	7,904	0.61
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク	2,688	0.21
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・ アソシエーション	1,380	0.11
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(ユークー) リミテッド	5,404	0.42
ハイブリッジ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	2,249	0.17
計	64,813	5.02

なお、上記保有者のうちジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インクについては旧証券取引法第27条の23第3項本文に該当する保有者として記載されておりますが、ほかの保有者については旧証券取引法第27条の23第3項第2号に該当する保有者として記載されております。

- 4 当社はフィデリティ投信株式会社及びその共同保有者から平成19年10月5日付大量保有報告書の変更報告書の写しの送付を受け、平成19年9月28日現在で次のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には反映しておりません。

氏名又は名称	保有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 保有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	60,436	4.68
FMR Corp	57,700	4.47
計	118,136	9.14

- 5 平成19年10月1日から平成19年11月30日までの間に次の大量保有報告書が提出されております。当社は株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者から平成19年10月15日付大量保有報告書の写しの送付を受け、平成19年10月8日現在で次のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	保有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 保有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,173	1.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	67,188	5.20
三菱UFJ証券株式会社	2,307	0.18
三菱UFJ投信株式会社	2,282	0.18
計	91,951	7.12

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,023,000 (相互保有株式) 普通株式 970,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,284,203,000	1,284,203	—
単元未満株式	普通株式 3,723,180	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,291,919,180	—	—
総株主の議決権	—	1,284,203	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が12千株(議決権12個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株クボタ	大阪市浪速区敷津東1-2-47	3,023,000	—	3,023,000	0.23
(相互保有株式)					
株秋田クボタ	秋田市寺内字神屋敷295-38	41,000	—	41,000	0.00
株庄内クボタ	酒田市東町1-9-12	2,000	—	2,000	0.00
株福島クボタ	郡山市日和田町高倉字杉下16-1	100,000	—	100,000	0.00
株福井クボタ	福井市開発4-209	74,000	—	74,000	0.00
株富山クボタ	高岡市西藤平蔵1540	9,000	—	9,000	0.00
株岐阜クボタ	岐阜市茜部菱野1-114-1	5,000	—	5,000	0.00
株三重クボタ	四日市市新正2-16-13	63,000	—	63,000	0.00
株岡山クボタ	津山市高野本郷1267-2	71,000	—	71,000	0.00
株山口クボタ	山口市大字大内御堀1460-1	39,000	—	39,000	0.00
株福岡クボタ	福岡市南区野間1-11-36	537,000	—	537,000	0.04
株佐賀クボタ	佐賀市堀川町1-14	29,000	—	29,000	0.00
計	—	3,993,000	—	3,993,000	0.30

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,162	1,134	1,074	1,116	1,059	955
最低(円)	985	909	977	977	857	802

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)第87条の規定により、米国において一般に認められている会計原則による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、セグメント情報は中間連結財務諸表規則第14条に基づいて作成しております。

また、金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2 監査証明について

当社は証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

資産の部

区分	注記 番号	18年9月中間期末 (平成18年9月30日)		19年9月中間期末 (平成19年9月30日)		19年3月期末 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 流動資産							
現金及び現金同等物		108,499		89,995		82,601	
受取債権							
受取手形	※3	62,928		62,395		82,491	
売掛金	※3	241,068		238,088		235,728	
貸倒引当金		△2,082		△2,196		△2,011	
小計		301,914		298,287		316,208	
短期金融債権－純額	※3	88,648		113,479		97,798	
たな卸資産		189,665		213,942		205,658	
その他の流動資産	※3	118,495		133,774		114,835	
流動資産合計		807,221	55.3	849,477	54.9	817,100	54.4
II 投資及び長期金融債権							
関連会社に対する投融資		12,944		13,968		13,754	
その他の投資	※2	221,201		197,380		215,130	
長期金融債権－純額	※3	141,538		192,048		170,031	
投資及び長期金融債権 合計		375,683	25.7	403,396	26.0	398,915	26.5
III 有形固定資産	※3						
土地		82,972		90,321		90,416	
建物及び構築物		204,486		210,148		208,529	
機械装置及びその他の 有形固定資産		369,834		373,793		362,732	
建設仮勘定		7,395		4,676		8,216	
小計		664,687		678,938		669,893	
減価償却累計額		△439,408		△439,509		△432,247	
有形固定資産合計		225,279	15.4	239,429	15.5	237,646	15.8
IV その他の資産		52,813	3.6	55,171	3.6	48,871	3.3
資産合計		1,460,996	100.0	1,547,473	100.0	1,502,532	100.0

負債及び資本の部

区分	注記 番号	18年9月中間期末 (平成18年9月30日)		19年9月中間期末 (平成19年9月30日)		19年3月期末 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 流動負債							
短期借入金	※3	201,824		140,972		128,365	
支払手形		29,702		18,219		30,487	
買掛金		203,131		210,026		206,808	
前受金		7,637		5,606		3,699	
設備関係支払手形・ 未払金		15,089		17,923		20,895	
未払給与・諸手当		25,488		29,526		28,277	
未払費用		30,432		31,382		32,498	
未払法人所得税		16,717		15,977		23,945	
その他の流動負債		30,304		39,799		30,280	
一年内返済予定の 長期債務	※3	37,493		75,137		71,429	
流動負債合計		597,817	40.9	584,567	37.8	576,683	38.4
II 固定負債							
長期債務	※3	113,618		158,581		150,105	
未払年金等		48,569		26,264		27,306	
その他の固定負債		42,918		49,998		52,732	
固定負債合計		205,105	14.1	234,843	15.2	230,143	15.3
III 偶発債務	※6						
IV 少数株主持分		32,517	2.2	40,429	2.6	36,069	2.4
V 資本							
資本金		84,070		84,070		84,070	
資本剰余金		93,150		93,150		93,150	
利益準備金		19,539		19,539		19,539	
その他の剰余金		359,649		411,053		376,815	
その他の包括損益累計額		73,761		82,524		86,247	
自己株式		△4,612		△2,702		△184	
資本合計		625,557	42.8	687,634	44.4	659,637	43.9
負債及び資本合計		1,460,996	100.0	1,547,473	100.0	1,502,532	100.0

1株当たり株主資本	483円16銭	533円66銭	510円75銭
-----------	---------	---------	---------

資本の部の補足情報

授権株式数	1,874,700,000株	1,874,700,000株	1,874,700,000株
流通株式数	1,294,709,717株	1,288,527,498株	1,291,512,741株
自己株式数	5,159,463株	3,391,682株	406,439株

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	18年9月中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		19年9月中間期 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		19年3月期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高	※4	558,011	100.0	561,014	100.0	1,127,456	100.0
II 売上原価	※4,5	388,339	69.6	394,730	70.4	794,687	70.5
III 販売費及び一般管理費	※5	91,156	16.4	91,169	16.2	199,356	17.7
IV その他の営業費用	※5	1,808	0.3	2	0.0	3,066	0.2
営業利益		76,708	13.7	75,113	13.4	130,347	11.6
V その他の収益(△費用)							
受取利息・受取配当金		2,145		2,097		3,283	
支払利息		△1,105		△753		△1,219	
有価証券売却損益		880		583		1,313	
有価証券交換益		—		—		997	
その他—純額		22		△799		△3,156	
その他の収益—純額		1,942	0.4	1,128	0.2	1,218	0.1
継続事業からの 税金等調整前純利益		78,650	14.1	76,241	13.6	131,565	11.7
VI 法人所得税							
法人税、住民税 及び事業税		22,795		21,707		48,008	
法人税等調整額		6,121		7,632		953	
法人所得税合計		28,916	5.2	29,339	5.2	48,961	4.3
VII 少数株主損益(控除)		3,993	0.7	4,065	0.7	6,214	0.6
VIII 持分法による投資損益		652	0.1	375	0.0	1,353	0.1
継続事業からの純利益		46,393	8.3	43,212	7.7	77,743	6.9
IX 非継続事業からの純損益 (税効果後)		△2,061	△0.4	△192	△0.0	△1,286	△0.1
純利益		44,332	7.9	43,020	7.7	76,457	6.8

1株当たり純利益(△損失)				
基本的及び希薄化後：				
継続事業からの純利益		35円75銭	33円47銭	60円00銭
非継続事業からの純損益 (税効果後)		△1円59銭	△15銭	△99銭
純利益		34円16銭	33円32銭	59円01銭
加重平均株式数		1,297,877千株	1,290,984千株	1,295,750千株

③ 【中間連結包括損益計算書】

区分	注記 番号	18年9月中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	19年9月中間期 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	19年3月期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 純利益		44,332	43,020	76,457
II その他の包括利益(△損失) －税効果調整後				
外貨換算調整額		△2,275	9,427	4,670
有価証券の未実現損益		△9,899	△10,474	△13,607
年金負債調整額		－	△2,489	－
デリバティブ未実現損益		△834	△187	△244
その他の包括損失		△13,008	△3,723	△9,181
包括利益		31,324	39,297	67,276

④ 【中間連結株主持分計算書】

18年9月中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

項目	流通 株式数 (千株)	資本の部					
		資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益準備金 (百万円)	その他の 剰余金 (百万円)	その他の包括 損益累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)
平成18年4月1日現在	1,299,488	84,070	93,150	19,539	323,116	86,769	△160
純利益					44,332		
その他の包括損失						△13,008	
現金配当(6円00銭/株)					△7,799		
自己株式の購入	△4,778						△4,452
平成18年9月30日現在	1,294,710	84,070	93,150	19,539	359,649	73,761	△4,612

19年9月中間期(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

項目	流通 株式数 (千株)	資本の部					
		資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益準備金 (百万円)	その他の 剰余金 (百万円)	その他の包括 損益累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)
平成19年4月1日現在	1,291,513	84,070	93,150	19,539	376,815	86,247	△184
FIN48号(注)適用に伴う 期首剰余金累積的影響額					261		
純利益					43,020		
その他の包括損失						△3,723	
現金配当(7円00銭/株)					△9,043		
自己株式の購入	△2,986						△2,518
平成19年9月30日現在	1,288,527	84,070	93,150	19,539	411,053	82,524	△2,702

(注) 注記※1-(3)③参照

19年3月期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

項目	流通 株式数 (千株)	資本の部					
		資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益準備金 (百万円)	その他の 剰余金 (百万円)	その他の包括 損益累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)
平成18年4月1日現在	1,299,488	84,070	93,150	19,539	323,116	86,769	△160
純利益					76,457		
その他の包括損失						△9,181	
F A S B基準書 第158号適用による調整 (税効果後)						8,659	
現金配当(11円00銭/株)					△14,274		
自己株式の購入	△7,975						△8,508
自己株式の消却					△8,484		8,484
平成19年3月31日現在	1,291,513	84,070	93,150	19,539	376,815	86,247	△184

⑤ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	18年9月中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	19年9月中間期 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	19年3月期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動				
純利益		44,332	43,020	76,457
営業活動による純キャッシュ・フローへの調整				
減価償却費及びその他の償却費		12,910	14,694	27,097
有価証券売却損益		△880	△583	△1,313
有価証券交換益		—	—	△997
固定資産処分損益		666	119	1,172
少数株主損益		3,993	4,065	6,214
持分法投資損益		△652	△375	△1,353
法人所得税(法人税等調整額)		6,121	7,632	953
受取債権の減少		9,669	24,807	35
たな卸資産の増加		△13,822	△2,523	△24,255
その他の流動資産の増加		△28,969	△16,144	△3,935
支払手形・買掛金の増加(△減少)		13,037	△14,459	11,999
未払法人所得税の増加(△減少)		4,302	△8,352	11,305
その他の流動負債の増加		6,686	7,354	5,085
未払退職年金費用の減少		△5,237	△5,328	△10,942
その他		△4,057	△8,079	△692
営業活動による純キャッシュ・フロー		48,099	45,848	96,830
II 投資活動				
固定資産の購入		△12,156	△15,382	△34,286
投資有価証券の購入及び貸付金の増減		△1,212	408	△1,311
有形固定資産の売却収入		1,060	1,218	3,709
投資有価証券の売却収入		1,254	1,644	2,391
金融債権の増加		△86,678	△101,501	△190,098
金融債権の回収		59,273	76,909	129,442
その他		7	219	146
投資活動による純キャッシュ・フロー		△38,452	△36,485	△90,007

		18年9月中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	19年9月中間期 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	19年3月期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動				
長期債務による資金調達		7,331	38,819	86,434
長期債務の返済		△58,902	△34,500	△73,654
短期借入金の純増減(△減少)		71,977	5,473	△5,937
現金配当金の支払		△7,799	△9,043	△14,274
自己株式の購入		△4,455	△2,525	△8,515
その他		△829	△1,193	△889
財務活動による純キャッシュ・フロー		7,323	△2,969	△16,835
IV 為替変動による現金及び現金同等物への影響		△329	1,000	755
V 現金及び現金同等物の純増減(△減少)		16,641	7,394	△9,257
VI 現金及び現金同等物期首残高		91,858	82,601	91,858
VII 現金及び現金同等物中間期末(期末)残高		108,499	89,995	82,601

補足情報

現金支払額				
支払利息		5,554	6,674	11,066
法人所得税		18,611	31,073	36,733
主要な非資金取引				
自己株式の消却		—	—	8,484
キャピタルリースによる資産の取得		2,080	2,634	4,231

現金及び現金同等物の内訳				
現金及び預金		88,383	86,978	78,769
定期預金		20,116	3,017	3,832
計		108,499	89,995	82,601

中間連結財務諸表に対する注記

※1 中間連結財務諸表(連結財務諸表を含む、以下同じ)の作成基準及び重要な連結会計方針の概要

(1) 中間連結財務諸表の作成基準

当社の中間連結財務諸表は、米国において一般に認められている会計原則(会計調査公報、会計原則審議会意見書、財務会計基準審議会(以下「F A S B」)基準書及び証券取引委員会規則S-X等、以下「米国基準」)に基づいて作成しております。

なお、セグメント情報については「中間連結財務諸表規則」に基づいて作成しており、F A S B 基準書第131号「企業のセグメント情報及び関連情報に関する開示」に基づくセグメント別財務報告は作成しておりません。

また、特定の取引に関してF A S B 発生問題討議委員会(以下「E I T F」)報告第91-5号「投資の交換に関する会計指針」を適用しておりません。平成8年4月1日の株式会社東京銀行と株式会社三菱銀行の合併に際し、当社の保有する株式会社東京銀行の株式は合併新法人である株式会社東京三菱銀行の株式(現、株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ株式)に交換されましたが、当社は米国証券取引委員会(以下「S E C」)の了承を得て、当該取引についての交換益を計上せず交換後も取得原価で引き継ぐ会計処理を採用しました。仮に当該取引についての交換益6,313百万円(税効果調整後3,081百万円)を計上した場合、当該株式の時価がその後著しく下落したことなどによる継続事業からの税金等調整前純利益(以下「税金等調整前純利益」)及び純利益への影響は、18年9月中間期、19年9月中間期及び19年3月期ともにありません。また、その他の剰余金は18年9月中間期、19年9月中間期及び19年3月期ともに380百万円それぞれ減少することになりますが、包括損益及び資本の部への純額での影響はありません。

(2) 中間連結財務諸表の作成状況及びS E Cにおける登録状況

当社は昭和44年以降、欧米市場において転換社債・社債の発行を行ってきました。これに伴い当社は企業財務内容開示手段として一般化していた連結財務諸表を米国基準にて作成し、欧米に所在、居住する関係機関及び転換社債・社債保持者に対して開示しておりました。

その後、

昭和51年2月19日(現地時間)米国市場において転換社債US \$ 75,000,000を公募

昭和51年11月9日(現地時間)ニューヨーク証券取引所に当社株式を預託株式の形式で上場

昭和52年3月25日(現地時間)米国市場において株式20,000,000株を預託株式の形式で公募

したことに伴い米国の1933年証券法に規定する届出書様式S-1をS E Cに届出登録し、さらに米国の1934年証券取引法に規定する年次報告書様式20-KをS E Cに提出しました。

以後、現在に至るまでS E Cへの登録を継続しております。

なお、昭和55年以降提出している年次報告書は米国の1934年証券取引法13条または15条(d)に規定する様式20-Fです。

(3) 会計処理基準の主要な相違の内容

わが国で一般に認められている会計原則(以下「日本基準」)に準拠して作成する場合と当社が採用している会計原則(米国基準)に準拠して作成する場合との主要な相違の内容は次のとおりです。

日米の会計処理基準の差異による影響のうち金額的に重要性のある項目については、日本基準に準拠した場合の税金等調整前純利益に対する影響額を概算で開示しております。なお、この影響額には連結対象会社の相違によるものは、その算定が実務上困難であるため含めておりません。

① 中間連結財務諸表の構成

当社の中間連結財務諸表には中間連結(連結)貸借対照表、中間連結(連結)損益計算書、中間連結(連結)株主持分計算書、中間連結(連結)キャッシュ・フロー計算書のほか、中間連結(連結)包括損益計算書が含まれております。

② たな卸資産の評価基準

製品、半製品、仕掛品、原材料は低価法により評価しております。

販売中の不動産は市場価格をもとに算定した公正価額から販売に要する費用を控除したものと取得原価のうちいずれか低い価額により評価しております。

開発予定、開発中の不動産は減損の必要のない限り取得原価により評価しております。簿価が割引前将来キャッシュ・フローを上回った場合には減損を認識しており、その減損額は将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づいて算定しております。

日米のたな卸資産の評価基準の相違による税金等調整前純利益への影響額は18年9月中間期36百万円(損失)、19年9月中間期26百万円(損失)、19年3月期130百万円(損失)です。

③ 有価証券の交換取引の会計処理

投資先が合併されたことに伴い株式が交換され、かつ、投資先が被合併会社と判定された場合、E I T F 報告第91-5号「投資の交換に関する会計指針」に基づき、交換により取得した株式は交換時の時価により計上し、交換された株式の取得原価との差額をその他の収益(△費用)に計上しております(「注記 ※1-(1) 中間連結財務諸表の作成基準」に記載している株式会社東京銀行と株式会社三菱銀行の合併に伴う有価証券交換益を除きます)。

平成18年10月1日の阪神電気鉄道株式会社と阪急ホールディングス株式会社の合併に際し、当社の保有する阪神電気鉄道株式会社の株式は合併新法人である阪急阪神ホールディングス株式会社の株式に交換されました。当社は平成19年3月期において、交換により取得した阪急阪神ホールディングス株式会社の株式の時価1,205百万円と阪神電気鉄道株式会社の株式の取得原価208百万円との差額997百万円をその他の収益(△費用)の有価証券交換益に計上しました。

本会計処理による税金等調整前純利益への影響額は平成19年3月期997百万円(利益)です。

④ 社債発行費

社債発行費は繰延資産に計上して社債の償還期間で償却しております。本会計処理による税金等調整前純利益への影響額は18年9月中間期10百万円(損失)、19年9月中間期10百万円(損失)、19年3月期19百万円(損失)です。

⑤ 新株発行費

新株発行費は資本取引に伴う費用として資本剰余金から控除しております。

⑥ 新株予約権付社債

新株予約権の価値相当額は発行時にその税効果調整後金額を資本剰余金に計上しております。

⑦ 年度発生費用の各中間期間への配分

売上高の季節変動が著しい事業の営業費用項目で、その支出の効果が年間収益に及ぶと見込まれるものについては、事業年度の発生見込額を当該事業の売上高見込額に基づいて期間配分しております。本会計処理による税金等調整前純利益への影響額は18年9月中間期4,269百万円(利益)、19年9月中間期3,391百万円(利益)です。

⑧ 退職給付会計

退職一時金及び企業年金制度に関してFASB基準書第87号「事業主の年金会計」を適用しております。また、平成19年3月期よりFASB基準書第158号「確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計－基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(改)の改訂」の積立状況の認識及び開示に関する規定を適用しております。当社は年金資産の退職給付債務に対する積立超過額または積立不足額を資産または負債として連結貸借対照表に計上し、この認識に伴う調整を税効果調整後の金額でその他の包括損益累計額の年金負債調整額に計上しております。

当社は、給付水準改訂等の制度変更による退職給付債務の増減額を発生時の在籍従業員の平均残存勤務年数で均等に償却しております。退職給付債務の計算の前提となる基礎率や年金資産の運用利回りの変動等に伴う数理計算上の差異については、期首の未認識数理計算上の差異のうち退職給付債務と年金資産のいずれか大きい額の10%未満に相当する部分は償却せず、同10%以上20%未満に相当する部分は従業員の平均残存勤務年数で除した金額を、同20%相当額を超過する部分は当該超過部分の全額を当期に償却しております。

日米の退職給付会計の相違による税金等調整前純利益への影響額は18年9月中間期645百万円(損失)、19年9月中間期302百万円(損失)、19年3月期1,438百万円(損失)です。

⑨ 支払利息

主要な有形固定資産の建設期間及び販売用不動産の開発期間に支出した支払利息を当該資産の取得価額に含めて計上しております。

⑩ 持分法による投資損益

持分法による投資損益は中間連結(連結)損益計算書上、税金等調整前純利益のあとに区分掲記しております。

⑪ 特別損益の表示方法

日本基準の特別損益に属する項目は米国基準上の異常項目を除き、その他の営業費用またはその他の収益(△費用)の内訳科目に含めて表示しております。

⑫ その他の包括損益累計額に含まれる税効果金額

中間連結(連結)損益計算書に計上されずに資本の部のその他の包括損益累計額に直接計上されている有価証券の未実現損益等に含まれている税効果金額は、当該金額がその他の包括利益(△損失)として計上された期に適用されていた税率によって計算されております。

⑬ 法人税等の不確実性に関する会計処理

当社は当中間連結会計期間よりFASB解釈指針第48号(FIN48号)「法人税等の不確実性に関する会計処理－FASB基準書第109号の解釈」を適用しております。同解釈指針は、法人税等の税務申告における不確実性を一定の基準に基づき認識・測定し、会計処理することを要求しております。

同解釈指針の適用による当社の財政状態及び経営成績への重要な影響はありません。なお、同解釈指針の適用の結果、累積的影響額として期首のその他の剰余金が261百万円増加しました。

⑭ 中間連結(連結)包括損益計算書

当社はFASB基準書第130号「包括利益の報告」を適用しております。当社の包括損益は純利益、外貨換算調整額の変動、有価証券の未実現損益の変動、年金負債調整額の変動、デリバティブ未実現損益の変動から構成されております。

⑮ 少数株主持分の表示区分

中間連結(連結)貸借対照表上、少数株主持分は負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示しております。

⑯ 非継続事業損益

非継続事業に関してFASB基準書第144号「長期性資産の減損または処分の会計」を適用しており、非継続となった事業からの損益は中間連結(連結)損益計算書上、非継続事業からの純損益(税効果後)として区分掲記しております。また、非継続となった事業に関して過去の報告数値を組替えて表示しております。

⑰ 組替再表示

当中間連結会計期間で採用している表示方法に従って前期の中間連結財務諸表を組替再表示しております。

(4) 重要な連結会計方針の概要

① 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

中間連結財務諸表は親会社及びすべての子会社を連結して作成しております。19年9月中間期の連結子会社数は19年3月期より2社減少して116社となりました。主要な連結子会社は次のとおりです。

(国内) (株)クボタ工建、(株)クボタクレジット、クボタ環境サービス(株)、クボタシーアイ(株)

(海外) クボタトラクター Corp.、クボタクレジット Corp., U.S.A.、クボタエンジンアメリカ Corp.、クボタマニュファクチャリング オブ アメリカ Corp.、クボタメタル Corp.、クボタバウマシーネン GmbH、クボタヨーロッパ S.A.S.

また、関連会社への投資に対しては持分法を適用しており、19年9月中間期の関連会社数は19年3月期より1社増加して25社となりました。主要な関連会社は次のとおりです。

(国内) (株)福岡クボタほか農機販社計17社、クボタ松下電工外装(株)

② 子会社の決算日等に関する事項

19年9月中間期の連結子会社のうち、クボタトラクター Corp.をはじめとする57社(18年9月中間期は60社、19年3月期は59社)の中間決算(決算)日は中間連結(連結)決算日と異なっておりますが、当該中間決算(決算)日と中間連結(連結)決算日との差が3ヵ月以内のため各社の中間会計期間(事業年度)に係る中間財務諸表(財務諸表)を使用しており、中間連結(連結)決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

③ 会計処理基準に関する事項

中間連結財務諸表の作成に当たって採用した主要な会計処理基準は「注記 ※1-(3)会計処理基準の主要な相違の内容」に記載した事項を除き、次のとおりです。

(a) 中間連結(連結)決算の方針と手続き

当社の中間連結財務諸表は親会社の勘定及び過半数の議決権を所有するすべての子会社の勘定を含んでおります。また、FASB解釈指針第46号(2003年12月改訂)「変動持分事業体の連結」に基づき連結対象と判断する変動持分事業体があれば、これらの勘定も含んでおります。

連結会社間の内部取引項目は消去しております。

関連会社は主として当社が議決権の20%~50%を所有している会社からなっております。関連会社に対する投資は取得原価を基礎として取得後に発生した純損益の未分配持分等を調整することにより評価しております。

(b) 収益の認識基準

当社は製品販売に関して、「説得力のある契約等の存在」、「物の引き渡しまたは役務の提供の完了」、「販売価格が確定または確定可能」、「代金の回収可能性が合理的に確保されている」の4条件を満たしている場合に売上を計上しております。

環境プラント等の設備機器については、短期契約の場合は据え付けが完了し顧客が受け入れた時点で売上を計上し、長期契約の場合は進行基準により売上を計上しております。また、損失が見込まれる場合は、それを認識できた時点で受注損失を計上しております。

住宅販売については売買契約及び不動産に関する法令に基づき法的に名義が顧客に移った時点で売上を計上しております。

金融債権については将来回収される金額の割引現在価値を取得価額とし、債権の回収期間にわたって市場利子率を用いた利息法により収益計上しております。

(c) 外貨換算

当社はFASB基準書第52号「外貨換算」を適用しております。在外子会社の資産及び負債は決算日の為替レートで、収益及び費用は期中の平均為替レートで日本円に換算しております。その結果生じた外貨換算差額は中間連結(連結)貸借対照表上、その他の包括損益累計額に含めております。

また、外貨建取引から生じる為替差損益及び外貨建資産・負債の換算差額は中間連結(連結)損益計算書に含めております。

(d) 債権の証券化

当社は外部の倒産隔離された証券信託を通じて売掛金及び金融債権を証券化の上、投資家に売却しております。債権は証券信託への売却時に中間連結(連結)貸借対照表から除外されます。譲渡対象債権の帳簿価額は売却時の公正価額によって売却部分と留保部分に配分され、その後、留保部分は将来キャッシュ・フローの現在価値により評価されます。なお、売却損益は売却部分に配分された帳簿価額に基づいて算定しております。

当社は債権回収のためのサービス業務を行っており、債権売却額に対する一定率を手数料として受け取っております。投資家及び証券信託は証券が満期に償還されない場合に当社の資産に遡求することはできません。

(e) その他の投資に含まれる有価証券の評価

当社の保有する市場性のある持分証券とすべての負債証券は売却可能有価証券に分類されており、公正価額で中間連結(連結)貸借対照表に計上されております。当該有価証券の未実現純損益は税効果調整後の金額で資本の部のその他の包括損益累計額に計上されております。

売却可能有価証券の売却損益は、市場性のない他の有価証券と同様に平均法による取得原価を基礎として計算されております。

市場性のある有価証券の公正価額が取得原価より低くなり、その価格下落が一時的ではないと判断された場合、下落した額を減損として認識しております。価値の下落が一時的であるかどうかを判断する際には、価値下落の程度、下落の期間及びその他の関連要素を検討しております。また、市場性のないその他の有価証券は取得原価により評価し、減損の有無を定期的に検討しております。

(f) 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金及びこれらに準ずる債権に対する貸倒引当金は個々の債権の内容、回収可能性等に応じた見積額を計上しております。

(g) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は取得価額で計上し、当該資産の見積耐用年数にわたって主に定率法により償却しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物……………10～50年

機械装置及びその他の有形固定資産…… 2～14年

(h) 長期性資産の減損

当社はF A S B基準書第144号「長期性資産の減損または処分の会計」を適用しております。

使用予定の長期性資産については、帳簿価額が回収不能となるおそれを示唆する事象や状況の変化がある場合に見積割引前キャッシュ・フローを用いて減損の有無を判定しております。見積割引前キャッシュ・フローが資産の帳簿価額よりも低い場合、資産の公正価値に基づいて減損額を算定しております。

また、売却予定の長期性資産については、帳簿価額と公正価値から売却費用を差し引いた額のいずれか低い価額で減損額を算定しております。

(i) 法人所得税の期間配分の処理

繰延税金資産及び負債は会計上と税務上の資産及び負債の簿価の一時的差異及び税務欠損金ほかの繰越控除に基づき、現在及び将来適用される法定税率を用いて計算しております。なお、繰延税金資産のうち将来において実現が見込めない部分については評価性引当金を設定しております。

(j) 販売促進費の処理方法

当社はE I T F報告第01-9号「販売者が商品の購入者(再販業者を含む)に支払う対価に関する会計」を適用しております。同報告は再販業者による商品の購入または販売促進活動に関連して発生する販売者の費用の損益計算書における分類について規定しております。

当社は販売促進等のために支払われる一部の対価を売上高の控除として処理しております。

(k) 研究開発費及び広告宣伝費の処理方法

研究開発費及び広告宣伝費は発生時に費用として処理しております。

(l) 物流費の処理方法

物流費は販売費及び一般管理費に含めて処理しております。

(m) アスベスト健康被害関連費用

当社はアスベスト関連の疾病を罹患した旧神崎工場周辺の住民に対する見舞金や救済金の支払い、あるいは従業員(元従業員を含む)に対する補償金の支払いを決定したときに費用として処理しております。また、次の2つの条件を満たした場合には偶発損失を計上しております。

- a) 貸借対照表日現在で負債が発生した可能性が高いこと
- b) 損失の金額を合理的に見積ることが可能であること

(n) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(o) 1株当たり純利益

基本的1株当たり純利益は純利益を加重平均株式数で除して計算しております。また、希薄化後1株当たり純利益は希薄化効果のある転換社債が期首にすべて転換されたと仮定した場合の純利益と加重平均株式数に基づき計算しております。

(p) デリバティブ及びヘッジ活動に関わる会計

当社はFASB基準書第133号「デリバティブ及びヘッジ活動の会計」、FASB基準書第138号「特定のデリバティブと特定のヘッジ活動の会計ーFASB基準書第133号の改訂」及びFASB基準書第149号「デリバティブ及びヘッジ活動に関するFASB基準書第133号の改訂」を適用しております。当社は、すべてのデリバティブを公正価値により中間連結(連結)貸借対照表上の資産または負債として計上しております。

当社はデリバティブ契約締結時点で当該デリバティブを予定取引または認識された資産や負債に関連して受払されるキャッシュ・フローの変動に対するヘッジ(以下「キャッシュ・フローヘッジ」)として指定しております。当社は正式な文書の中でリスク管理目標や様々なヘッジ取引を行うにあたっての戦略とともにヘッジ手段とヘッジ対象のすべての関係を規定しております。これに基づき、キャッシュ・フローヘッジとして指定されるすべてのデリバティブを中間連結(連結)貸借対照表上の特定の資産や負債または特定の確定契約や予定取引に関係付ける手続きを踏んでおります。当社の契約するデリバティブは対象通貨、対象となる変動金利の基礎となるインデックス、対象金額及び対象期間がヘッジ対象のそれと対応しているため、すべてのヘッジがキャッシュ・フロー変動を軽減することにおいて高い有効性を持っていると考えられます。

キャッシュ・フローヘッジとして指定され高い有効性があるデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動が損益へ影響するまでその他の包括損益累計額に計上されません。

(q) 中間連結(連結)キャッシュ・フロー計算書

中間連結(連結)キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物は現金及び預金(流動性預金等)のほかに、随時に表示額による現金化が可能な定期預金を含んでおります。

(5) 中間連結損益計算書における小売金融関連損益の組替再表示

従来、中間連結損益計算書上、小売金融取引に係る金融収益と金融費用は主として「その他の収益(△費用)」の「受取利息」と「支払利息」にそれぞれ含めて表示しておりましたが、小売金融取引の重要性が増し、当社の主要または中心的な営業活動となってきたため、FASB概念基準書第6号「財務諸表の構成要素」に基づき、平成19年3月期よりそれぞれ「売上高」と「売上原価」に含めて表示しております。

これに伴い、次のとおり過年度の中間連結損益計算書の数値を組替再表示しております。

	平成18年9月中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)		
	組替前数値 (百万円)	組替 (百万円)	組替再表示後 (百万円)
売上高	548,773百万円	9,238百万円	558,011百万円
売上原価	382,797百万円	5,542百万円	388,339百万円
販売費及び一般管理費	91,253百万円	△97百万円	91,156百万円
営業利益	72,915百万円	3,793百万円	76,708百万円
受取利息・受取配当金	10,207百万円	△8,062百万円	2,145百万円
支払利息	△5,829百万円	4,724百万円	△1,105百万円
その他ー純額	477百万円	△455百万円	22百万円
その他の収益ー純額	5,735百万円	△3,793百万円	1,942百万円

※2 その他の投資

売却可能有価証券の主要な種類ごとの取得価額、公正価額、未実現損益は次のとおりです。

	18年9月中間期末			19年9月中間期末			19年3月期末		
	取得価額 (百万円)	公正価額 (百万円)	未実現損益 (百万円)	取得価額 (百万円)	公正価額 (百万円)	未実現損益 (百万円)	取得価額 (百万円)	公正価額 (百万円)	未実現損益 (百万円)
その他の投資：									
金融機関の株式	37,025	141,360	104,335	36,979	101,803	64,824	36,988	125,948	88,960
その他の株式	20,845	68,595	47,750	21,523	85,015	63,492	21,119	77,778	56,659
計	57,870	209,955	152,085	58,502	186,818	128,316	58,107	203,726	145,619

中間連結(連結)貸借対照表のその他の投資には、市場性のない持分証券が18年9月中間期末11,246百万円、19年9月中間期末10,562百万円、19年3月期末11,404百万円含まれております。市場性のない持分証券は公正価額が容易に算定できないため原価法により評価しておりますが、定期的に減損の有無及び貸借対照表価額に重要な影響を及ぼす市場環境の変化を検討しております。

※3 担保提供資産

担保に供している資産は次のとおりです。

	18年9月中間期末	19年9月中間期末	19年3月期末
受取手形	553百万円	469百万円	456百万円
売掛金	2,548百万円	3,422百万円	2,524百万円
その他の流動資産	— 百万円	1,106百万円	— 百万円
金融債権	109,658百万円	114,179百万円	117,835百万円
有形固定資産	9,972百万円	9,526百万円	9,646百万円
計	122,731百万円	128,702百万円	130,461百万円

上記の担保資産に対応する債務は次のとおりです。

	18年9月中間期末	19年9月中間期末	19年3月期末
短期借入金	101,697百万円	37,662百万円	35,927百万円
一年内返済予定の長期借入金	234百万円	29,921百万円	28,709百万円
長期借入金	308百万円	39,192百万円	41,782百万円
計	102,239百万円	106,775百万円	106,418百万円

※4 金融収益と金融費用

「注記※1-(5) 中間連結損益計算書における小売金融関連損益の組替再表示」に記載のとおり、当社は小売金融取引に係る金融収益と金融費用をそれぞれ売上高と売上原価に含めて表示しております。

売上高及び売上原価に含まれる金融収益と金融費用は次のとおりです。

	18年9月中間期	19年9月中間期	19年3月期
金融収益	9,238百万円	12,980百万円	22,217百万円
金融費用	5,542百万円	7,115百万円	12,282百万円

※5 営業費用の補足情報

(1) 研究開発費、広告宣伝費及び物流費

売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費、広告宣伝費及び物流費は次のとおりです。

	18年9月中間期	19年9月中間期	19年3月期
研究開発費	11,901百万円	12,070百万円	22,925百万円
広告宣伝費	4,678百万円	5,044百万円	10,085百万円
物流費	24,998百万円	23,245百万円	50,982百万円

(2) その他の営業費用

18年9月中間期のその他の営業費用には事業整理損失1,140百万円が含まれております。事業整理損失は主として、工事事業に関連する子会社の清算に係る損失からなっております。

19年3月期のその他の営業費用には固定資産売却損益1,172百万円(損)及び事業整理損失1,446百万円が含まれております。事業整理損失は主として、工事事業に関連する子会社の清算に係る損失からなっております。

※6 偶発債務

(1) 保証債務

保証債務は販売会社及び取引先の銀行借入金に対して当社が付与した保証によるものであり、18年9月中間期末現在977百万円、19年9月中間期末現在987百万円、19年3月期末現在949百万円です。

(2) 訴訟事項

当社は平成10年度に国内におけるダクタイル鉄管直管の受注シェア協定による独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)違反の疑いで公正取引委員会の立入検査を受けました。平成11年3月、当社は公正取引委員会から排除勧告を受け、同年4月に応諾しました。

この件に関して、平成11年12月24日に公正取引委員会より7,072百万円の課徴金納付命令を受けましたが、当社は審判手続開始請求を行い平成12年3月より審判が開始されましたので、独占禁止法第49条に基づき当該納付命令は失効しました。

また、独占禁止法第7条の2は「実質的に商品の供給量を制限することにより、その対価に影響があるものとしたときは課徴金を課す」と規定しておりますが、当社は本件シェア協定が同法第7条の2の要件を満たすものではないと考えておりますので、これに対する引当金は計上しておりません。

しかし、審判の結果出される審決が当社にとり好ましくないものとなれば、その年度の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼすことが考えられます。なお、審判は平成19年11月9日に結審しましたが、現時点では審決の時期及び結果を予測することは出来ません。

(3) アスベスト健康被害に関する事項

当社は過去に石綿管や屋根材、外壁材等の石綿関連製品を製造・販売しておりました。平成17年4月、当社は兵庫県尼崎市の旧神崎工場の周辺住民のうち何名かの方が中皮腫(癌の一形態、主としてアスベスト吸引が原因といわれている)を患っているとの知らせを受けました。同年6月、当社は旧神崎工場周辺の石綿疾病患者の方々に対し一定の基準に基づいて見舞金(弔慰金)を支払うことを決定し、これを実施しました。平成18年4月には見舞金制度に代わる救済金制度を新たに創設して追加的支払いを行うことを決定し、これを開始しました。救済金制度は今後新たに支払い請求をする周辺住民の方に対しても適用されます。

また、当社は当社方針に従い、アスベスト関連の疾病を罹患した従業員(元従業員を含む、以下同じ)に対して一定の法定外の補償を行っております。

平成18年3月、国はアスベスト新法(石綿による健康被害の救済に関する法律)を施行しました。同法は石綿に起因する健康被害者の中で労災保険法に基づく労災補償による救済の対象とならない人々を救済する目的で制定されたものであり、救済給付の原資は国、地方公共団体、事業者の負担とされます。事業者による負担額は平成19年度から徴収されておりますが、この中には、石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる事業者の負担となる特別拠出金が含まれております。

当社はその会計方針に基づいて(「注記 ※1-(4)重要な連結会計方針の概要 ③会計処理基準に関する事項 (m)アスベスト健康被害関連費用」を参照)、アスベスト健康被害に関する支払いを費用化しており、この中には主として 1)アスベスト関連の疾病を罹患した従業員に対する補償金 2)旧神崎工場周辺の石綿疾病患者の方々に対して支払われる救済金及び見舞金(弔慰金) 3)アスベスト新法に基づく特別拠出金 が含まれております。それらの総額は平成18年9月中間期1,439百万円、平成19年9月中間期692百万円、平成19年3月期4,035百万円であり、販売費及び一般管理費に計上しております。このうち、アスベスト新法に基づく特別拠出金については、平成19年度からの4年間にわたって支払いが見込まれる総額735百万円を平成19年3月期に計上しました。上記のアスベスト健康被害関連費用にはFASB基準書第5号「偶発債務の会計処理」で規定された未払計上の条件をすべて満たした金額が含まれており、アスベスト関連の未払金は18年9月中間期456百万円、19年9月中間期1,253百万円、19年3月期1,359百万円です。

ただし、今後新たに支払いの申請をする従業員や工場周辺住民の方の人数を予測する根拠や情報はありませんので、上記の未払金にはこれらを織り込んでおりません。また、平成19年5月、ある周辺住民の方からアスベスト健康被害に関する訴訟が当社及び国に対して初めて提起されましたが、今後、同様の訴訟が提起される可能性があるかどうかについて予測することはできません。従って、この問題に関わる最終的な偶発債務額を合理的に見積ることは困難と考えております。しかし、当社はこの問題を当社の経営成績、財政状態、さらに資金流動性に関する重要な潜在的リスクであると認識しております。

※7 デリバティブ取引関係

当社は通常の取引の過程で発生するさまざまな金融資産・負債を有しており、外国為替レート、金利及び株価の市場変動リスクにさらされております。当社は、そのうち外国為替レート及び金利の変動リスクを軽減することを目的としてデリバティブを利用してありますが、これらは社内方針及び管理規程に基づいて管理されており、投機的な目的で保有されているデリバティブはありません。当社の保有するデリバティブの契約先は、いずれも国際的に信用度の高い金融機関であるため、信用リスクは小さいと考えられます。従って、将来デリバティブによる損失が発生する可能性は少なく、また、リスク管理活動に必要な資金は重要な金額でないと考えております。

これらのデリバティブはキャッシュ・フローヘッジとして指定されており、公正価額で中間連結(連結)貸借対照表に計上されております。また、公正価額の変動はその他の包括損益に計上され、ヘッジ対象が損益に影響するのと同じ会計期間に損益へ組み替えられます。大部分の為替予約の場合はヘッジ対象取引に関連する製品が海外子会社から顧客へ販売された時点でその他の収益(△費用)のその他純額を通して損益へ組み替えられます。また、金利スワップの場合は関連するヘッジ対象の支払利息が認識された時点で支払利息に含めて損益へ組み替えられます。

※8 後発事象

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

18年9月中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

	内燃機器 関連 (百万円)	産業 インフラ (百万円)	環境エンジ ニアリング (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	403,804	83,878	23,816	46,513	558,011	—	558,011
(2) セグメント間の 内部売上高	8	451	180	7,632	8,271	△8,271	—
計	403,812	84,329	23,996	54,145	566,282	△8,271	558,011
営業費用	329,099	74,564	26,097	51,888	481,648	△345	481,303
営業利益(△損失)	74,713	9,765	△2,101	2,257	84,634	△7,926	76,708

19年9月中間期(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

	内燃機器 関連 (百万円)	産業 インフラ (百万円)	環境エンジ ニアリング (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	408,507	87,439	19,486	45,582	561,014	—	561,014
(2) セグメント間の 内部売上高	10	76	35	7,260	7,381	△7,381	—
計	408,517	87,515	19,521	52,842	568,395	△7,381	561,014
営業費用	333,346	81,495	23,400	47,747	485,988	△87	485,901
営業利益(△損失)	75,171	6,020	△3,879	5,095	82,407	△7,294	75,113

19年3月期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	内燃機器 関連 (百万円)	産業 インフラ (百万円)	環境エンジ ニアリング (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	746,808	194,224	90,613	95,811	1,127,456	—	1,127,456
(2) セグメント間の 内部売上高	22	768	340	16,893	18,023	△18,023	—
計	746,830	194,992	90,953	112,704	1,145,479	△18,023	1,127,456
営業費用	621,926	172,985	96,568	105,577	997,056	53	997,109
営業利益(△損失)	124,904	22,007	△5,615	7,127	148,423	△18,076	130,347

(注) 1 当社は市場と製品の類似性及び経営組織との関連性に基づいて事業区分を行っております。

2 各事業区分に属する主要な製品名または事業の内容

事業区分	主要な製品の名称または事業の内容
内燃機器関連	農業機械及び農業関連製品、エンジン、建設機械
産業インフラ	ダクタイル鉄管等各種パイプ及びその付属品、バルブ、産業用鋳物・素材
環境エンジニアリング	各種環境装置及びプラント・エンジニアリング、ポンプ
その他	計量・計測機器及び同制御システム、自動販売機、空調機器、各種ソフトウェア、土木工事、浄化槽、マンション等

3 消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は18年9月中間期7,926百万円、19年9月中間期7,294百万円、19年3月期18,076百万円です。主に親会社の管理部門及び基礎的試験研究・開発に係る費用(18年9月中間期7,787百万円、19年9月中間期7,517百万円、19年3月期18,062百万円)並びに全社資産に含まれる有形固定資産の廃売却損益(18年9月中間期139百万円(損)、19年9月中間期223百万円(益)、19年3月期14百万円(損))からなっております。

- 4 従来、小売金融取引に係る金融収益と金融費用は主として「その他の収益(△費用)」の「受取利息」と「支払利息」にそれぞれ含めて表示しておりましたが、19年3月期よりそれぞれ「売上高」と「売上原価」に含めて表示しております。これに伴い、18年9月中間期の事業の種類別セグメント情報を組替再表示しております。

なお、18年9月中間期の組替再表示前の事業の種類別セグメント情報は、次のとおりです。

18年9月中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

	内燃機器 関連 (百万円)	産業 インフラ (百万円)	環境エンジ ニアリング (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	394,566	83,878	23,816	46,513	548,773	—	548,773
(2) セグメント間の 内部売上高	8	451	180	7,632	8,271	△8,271	—
計	394,574	84,329	23,996	54,145	557,044	△8,271	548,773
営業費用	323,654	74,564	26,097	51,888	476,203	△345	475,858
営業利益(△損失)	70,920	9,765	△2,101	2,257	80,841	△7,926	72,915

【所在地別セグメント情報】

18年9月中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	290,007	176,639	91,365	558,011	—	558,011
(2) セグメント間の 内部売上高	133,790	4,251	2,835	140,876	△140,876	—
計	423,797	180,890	94,200	698,887	△140,876	558,011
営業費用	374,717	159,723	81,711	616,151	△134,848	481,303
営業利益	49,080	21,167	12,489	82,736	△6,028	76,708

19年9月中間期(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	281,469	168,441	62,974	48,130	561,014	—	561,014
(2) セグメント間の 内部売上高	138,608	5,728	2,191	846	147,373	△147,373	—
計	420,077	174,169	65,165	48,976	708,387	△147,373	561,014
営業費用	372,279	153,311	58,270	42,602	626,462	△140,561	485,901
営業利益	47,798	20,858	6,895	6,374	81,925	△6,812	75,113

19年3月期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	637,881	325,188	164,387	1,127,456	—	1,127,456
(2) セグメント間の 内部売上高	270,392	7,392	5,843	283,627	△283,627	—
計	908,273	332,580	170,230	1,411,083	△283,627	1,127,456
営業費用	810,520	297,951	152,193	1,260,664	△263,555	997,109
営業利益	97,753	34,629	18,037	150,419	△20,072	130,347

(注) 1 日本以外の国または地域の区分は地理的近接度によっており、各区分に属する主な国または地域は次のとおりです。

- (1) 北 米・・・米国、カナダ
- (2) 欧 州・・・ドイツ、フランス、英国
- (3) その他・・・タイ、中国、韓国、オーストラリア

なお、18年9月中間期及び19年3月期の「その他」には、「欧州」が含まれております。

2 消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額及び主な内容は事業の種類別セグメント情報の(注) 3と同一です。

3 従来、小売金融取引に係る金融収益と金融費用は主として「その他の収益(△費用)」の「受取利息」と「支払利息」にそれぞれ含めて表示しておりましたが、19年3月期よりそれぞれ「売上高」と「売上原価」に含めて表示しております。これに伴い、18年9月中間期の所在地別セグメント情報を組替再表示しております。

なお、18年9月中間期の組替再表示前の所在地別セグメント情報は、次のとおりです。

18年9月中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	289,008	168,603	91,162	548,773	—	548,773
(2) セグメント間の 内部売上高	133,790	4,251	2,835	140,876	△140,876	—
計	422,798	172,854	93,997	689,649	△140,876	548,773
営業費用	374,537	154,590	81,579	610,706	△134,848	475,858
営業利益	48,261	18,264	12,418	78,943	△6,028	72,915

4 所在地区分の変更

従来、欧州は「その他」に含めて表示しておりましたが、欧州における事業拡大に伴い、当中間連結会計期間より「欧州」と「その他」に区分して表示しております。

なお、18年9月中間期及び19年3月期の所在地区分変更後の所在地別セグメント情報は、次のとおりです。

18年9月中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	290,007	176,639	49,740	41,625	558,011	—	558,011
(2) セグメント間の 内部売上高	133,790	4,251	2,235	600	140,876	△140,876	—
計	423,797	180,890	51,975	42,225	698,887	△140,876	558,011
営業費用	374,717	159,723	46,507	35,204	616,151	△134,848	481,303
営業利益	49,080	21,167	5,468	7,021	82,736	△6,028	76,708

19年3月期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	637,881	325,188	93,603	70,784	1,127,456	—	1,127,456
(2) セグメント間の 内部売上高	270,392	7,392	4,570	1,273	283,627	△283,627	—
計	908,273	332,580	98,173	72,057	1,411,083	△283,627	1,127,456
営業費用	810,520	297,951	89,557	62,636	1,260,664	△263,555	997,109
営業利益	97,753	34,629	8,616	9,421	150,419	△20,072	130,347

【海外売上高】

18年9月中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

	北米	その他	計
I 海外売上高(百万円)	175,953	106,524	282,477
II 連結売上高(百万円)	—	—	558,011
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	31.5	19.1	50.6

19年9月中間期(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

	北米	欧州	その他	計
I 海外売上高(百万円)	166,881	65,020	63,361	295,262
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	561,014
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	29.7	11.6	11.3	52.6

19年3月期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	北米	その他	計
I 海外売上高(百万円)	323,092	200,862	523,954
II 連結売上高(百万円)	—	—	1,127,456
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	28.7	17.8	46.5

(注) 1 国または地域の区分は地理的近接度によっており、各区分に属する主な国または地域は次のとおりです。

(1) 北 米・・・米国、カナダ

(2) 欧 州・・・ドイツ、フランス、英国

(3) その他・・・タイ、中国、韓国、オーストラリア

なお、18年9月中間期及び19年3月期の「その他」には、「欧州」が含まれております。

2 海外売上高は親会社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

- 3 従来、小売金融取引に係る金融収益は主として「その他の収益(△費用)」の「受取利息」に含めて表示しておりましたが、19年3月期より「売上高」に含めて表示しております。これに伴い、18年9月中間期の海外売上高を組替再表示しております。

なお、18年9月中間期の組替再表示前の海外売上高は、次のとおりです。

18年9月中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

	北米	その他	計
I 海外売上高(百万円)	167,917	106,321	274,238
II 連結売上高(百万円)	—	—	548,773
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	30.6	19.4	50.0

4 地域区分の変更

従来、欧州は「その他」に含めて表示しておりましたが、欧州における事業拡大に伴い、当中間連結会計期間より「欧州」と「その他」に区分して表示しております。

なお、18年9月中間期及び19年3月期の地域区分変更後の海外売上高は、次のとおりです。

18年9月中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

	北米	欧州	その他	計
I 海外売上高(百万円)	175,953	51,418	55,106	282,477
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	558,011
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	31.5	9.2	9.9	50.6

19年3月期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	北米	欧州	その他	計
I 海外売上高(百万円)	323,092	97,151	103,711	523,954
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	1,127,456
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	28.7	8.6	9.2	46.5

(2) 【その他】

① 決算日後の状況

特記すべき事項はありません。

② 訴訟等

「中間連結財務諸表に対する注記 ※6 偶発債務 (2) 訴訟事項 及び (3) アスベスト健康被害に関する事項」に記載した事項を除いて、該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		59,829		46,691		38,636	
受取手形	※4	31,820		31,226		43,425	
売掛金		219,021		223,887		240,915	
たな卸資産		81,099		74,101		68,644	
短期貸付金		46,216		42,508		40,370	
その他の流動資産	※2	15,790		19,997		17,117	
貸倒引当金		△1,938		△270		△300	
流動資産合計		451,840	49.9	438,143	49.6	448,809	49.5
II 固定資産							
有形固定資産	※1						
建物		39,265		40,390		40,927	
機械及び装置		26,291		29,586		28,179	
土地		73,247		80,867		80,990	
その他の 有形固定資産		13,182		12,477		14,460	
有形固定資産合計		151,986		163,322		164,558	
無形固定資産		3,084		2,722		3,024	
投資その他の資産							
投資有価証券		270,691		248,492		264,115	
長期貸付金		23,392		26,397		22,545	
その他の投資等		16,037		18,414		19,557	
貸倒引当金		△11,043		△14,978		△15,689	
投資その他の 資産合計		299,077		278,326		290,527	
固定資産合計		454,148	50.1	444,371	50.4	458,111	50.5
資産合計		905,989	100.0	882,514	100.0	906,920	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
支払手形	※4	7,751		6,561		7,785	
買掛金		160,435		155,488		165,806	
短期借入金		25,027		25,924		24,926	
未払法人税等		9,477		10,247		16,798	
未払費用		30,718		31,171		35,404	
製品保証引当金		3,085		2,589		3,259	
役員賞与引当金		85		106		212	
その他の流動負債	※4	40,893		43,479		44,450	
流動負債合計		277,474	30.6	275,567	31.2	298,642	32.9
II 固定負債							
社債		20,000		20,000		20,000	
長期借入金		59,449		40,524		41,537	
退職給付引当金		31,797		20,865		25,830	
債務保証損失引当金		2,315		-		-	
その他の固定負債		29,744		28,251		28,541	
固定負債合計		143,306	15.8	109,641	12.4	115,908	12.8
負債合計		420,780	46.4	385,208	43.6	414,551	45.7

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
資本金			84,070 9.3		84,070 9.5		84,070 9.3
資本剰余金							
資本準備金		73,057		73,057		73,057	
その他資本剰余金		0		-		-	
資本剰余金合計			73,057 8.1		73,057 8.3		73,057 8.1
利益剰余金							
利益準備金		19,539		19,539		19,539	
その他利益剰余金							
特別償却準備金		51		34		35	
別途積立金		184,342		202,442		184,342	
繰越利益剰余金		29,021		34,229		34,984	
利益剰余金合計			232,953 25.7		256,245 29.1		238,901 26.3
自己株式			△4,471 △0.5		△2,559 △0.3		△41 △0.0
株主資本合計			385,609 42.6		410,813 46.6		395,987 43.7
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金			99,626 11.0		86,493 9.8		96,380 10.6
繰延ヘッジ損益			△27 △0.0		△0 △0.0		0 0.0
評価・換算差額等 合計			99,598 11.0		86,493 9.8		96,381 10.6
純資産合計			485,208 53.6		497,306 56.4		492,369 54.3
負債純資産合計			905,989 100.0		882,514 100.0		906,920 100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高			322,835 100.0		328,286 100.0		694,935 100.0
II 売上原価			237,701 73.6		248,134 75.6		520,424 74.9
売上総利益			85,133 26.4		80,152 24.4		174,510 25.1
III 販売費及び一般管理費			50,397 15.6		47,822 14.6		101,980 14.7
営業利益			34,735 10.8		32,329 9.8		72,529 10.4
IV 営業外収益	※1		7,234 2.2		10,353 3.2		13,508 1.9
V 営業外費用	※2		3,498 1.1		3,328 1.0		7,436 1.0
経常利益			38,471 11.9		39,354 12.0		78,601 11.3
VI 特別損失							
関係会社関連損失			2,861 0.9		— —		4,502 0.7
石綿健康被害 救済金等			— —		— —		2,947 0.4
独占禁止法 関連損失			— —		— —		2,408 0.3
税引前中間(当期) 純利益			35,609 11.0		39,354 12.0		68,743 9.9
法人税、住民税 及び事業税	※4	9,128		10,166		20,983	
法人税等調整額	※4	4,017	13,145 4.0	2,801	12,967 4.0	4,388	25,371 3.7
中間(当期)純利益			22,464 7.0		26,387 8.0		43,372 6.2

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年 3月31日残高(百万円)	84,070	73,057	0	73,058
中間会計期間中の変動額				
自己株式の処分			△0	△0
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△0	△0
平成18年 9月30日残高(百万円)	84,070	73,057	0	73,057

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年 3月31日残高(百万円)	19,539	82	165,942	32,895	218,459	△24	375,563	
中間会計期間中の変動額								
特別償却準備金の取崩(注)		△31		31	—		—	
別途積立金の積立(注)			18,400	△18,400	—		—	
剰余金の配当(注)				△7,799	△7,799		△7,799	
役員賞与(注)				△171	△171		△171	
中間純利益				22,464	22,464		22,464	
自己株式の取得					—	△4,456	△4,456	
自己株式の処分					—	8	8	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△31	18,400	△3,874	14,494	△4,447	10,046	
平成18年 9月30日残高(百万円)	19,539	51	184,342	29,021	232,953	△4,471	385,609	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年 3月31日残高(百万円)	109,195	—	109,195	484,759
中間会計期間中の変動額				
特別償却準備金の取崩(注)			—	—
別途積立金の積立(注)			—	—
剰余金の配当(注)			—	△7,799
役員賞与(注)			—	△171
中間純利益			—	22,464
自己株式の取得			—	△4,456
自己株式の処分			—	8
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△9,569	△27	△9,596	△9,596
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△9,569	△27	△9,596	449
平成18年 9月30日残高(百万円)	99,626	△27	99,598	485,208

(注) 平成18年 6月の定時株主総会における利益処分項目です。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	84,070	73,057	—	73,057
中間会計期間中の変動額				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—
平成19年9月30日残高(百万円)	84,070	73,057	—	73,057

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	19,539	35	184,342	34,984	238,901	△41	395,987
中間会計期間中の変動額							
特別償却準備金の積立		6		△6	—		—
特別償却準備金の取崩		△7		7	—		—
別途積立金の積立			18,100	△18,100	—		—
剰余金の配当				△9,043	△9,043		△9,043
中間純利益				26,387	26,387		26,387
自己株式の取得					—	△2,525	△2,525
自己株式の処分				△0	△0	7	6
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△0	18,100	△755	17,343	△2,517	14,825
平成19年9月30日残高(百万円)	19,539	34	202,442	34,229	256,245	△2,559	410,813

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	96,380	0	96,381	492,369
中間会計期間中の変動額				
特別償却準備金の積立			—	—
特別償却準備金の取崩			—	—
別途積立金の積立			—	—
剰余金の配当			—	△9,043
中間純利益			—	26,387
自己株式の取得			—	△2,525
自己株式の処分			—	6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△9,886	△1	△9,888	△9,888
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△9,886	△1	△9,888	4,937
平成19年9月30日残高(百万円)	86,493	△0	86,493	497,306

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	84,070	73,057	0	73,058
事業年度中の変動額				
自己株式の処分			△0	△0
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△0	△0
平成19年3月31日残高(百万円)	84,070	73,057	—	73,057

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	19,539	82	165,942	32,895	218,459	△24	375,563
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の取崩(注)		△31		31	—		—
特別償却準備金の取崩		△15		15	—		—
別途積立金の積立(注)			18,400	△18,400	—		—
剰余金の配当(注)				△7,799	△7,799		△7,799
剰余金の配当				△6,475	△6,475		△6,475
役員賞与(注)				△171	△171		△171
当期純利益				43,372	43,372		43,372
自己株式の取得					—	△8,515	△8,515
自己株式の処分				△8,484	△8,484	8,497	12
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△47	18,400	2,089	20,442	△17	20,424
平成19年3月31日残高(百万円)	19,539	35	184,342	34,984	238,901	△41	395,987

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	109,195	—	109,195	484,759
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩(注)			—	—
特別償却準備金の取崩			—	—
別途積立金の積立(注)			—	—
剰余金の配当(注)			—	△7,799
剰余金の配当			—	△6,475
役員賞与(注)			—	△171
当期純利益			—	43,372
自己株式の取得			—	△8,515
自己株式の処分			—	12
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△12,815	0	△12,814	△12,814
事業年度中の変動額合計(百万円)	△12,815	0	△12,814	7,609
平成19年3月31日残高(百万円)	96,380	0	96,381	492,369

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

[次へ](#)

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>① たな卸資産 移動平均法による原価法 ただし、個別生産品の製品・仕掛品は個別法による原価法によっております。</p> <p>② 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>③ デリバティブ 時価法</p>	<p>① たな卸資産 同左</p> <p>② 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>③ デリバティブ 同左</p>	<p>① たな卸資産 同左</p> <p>② 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>③ デリバティブ 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15～50年 機械及び装置 8～14年</p>	<p>① 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15～50年 機械及び装置 8～14年</p>	<p>① 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15～50年 機械及び装置 8～14年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度の法人税法改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物以外)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、建物(付属設備を除く)については、これまで定率法を適用し、見積り残存価額まで償却しておりましたが、法人税法改正を契機として建物の残存価額を見直した結果、耐用年数終了時における処分価額が僅少であることが判明したため、平成19年4月1日以降に取得した建物について、残存価額を備忘価額とする定率法(新定率法)に変更しました。当該変更により営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ138百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成19年度の法人税法改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。当該変更により営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ666百万円減少しております。</p>	

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	② 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	② 無形固定資産 同左	② 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 ② 製品保証引当金 販売済みの製品の無償修理費用に充てるため、当社の過去の実績に基づき必要額を計上しております。 ③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間の負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が85百万円減少しております。	① 貸倒引当金 同左 ② 製品保証引当金 同左 ③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間の負担額を計上しております。	① 貸倒引当金 同左 ② 製品保証引当金 同左 ③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が212百万円減少しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(14.9～15.3年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間による定率法によりそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。なお、当中間会計期間の償却率の基礎となった従業員の平均残存勤務期間は14.2年です。</p> <p>⑤ 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(14.2～15.3年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間による定率法によりそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。なお、当中間会計期間の償却率の基礎となった従業員の平均残存勤務期間は14.2年です。</p> <p>⑤ 債務保証損失引当金 同左</p>	<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(14.9～15.3年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間による定率法によりそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。なお、当期の償却率の基礎となった従業員の平均残存勤務期間は14.2年です。</p> <p>⑤ 債務保証損失引当金 同左</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	① ヘッジ対象 当社は外国為替レートの変動リスクにさらされている外貨建輸出売上の入金決済及び金利変動リスクにさらされた長期債務を主なヘッジ対象と考えております。	① ヘッジ対象 同左	① ヘッジ対象 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② ヘッジの手段と方針 当社は外貨入金予定等に基づき、概ね6ヶ月先までの外貨建売上代金の大部分について円貨額を確定することを目的として主に先物為替契約を締結しております。 また、長期債務については、金利の上昇局面では将来キャッシュ・フローの確定を、金利の下降局面では公正価値上昇の軽減を目的として金利スワップ契約を締結しております。 ヘッジ手段となる先物為替契約及び金利スワップについては、対象通貨または変動金利の基礎となるインデックスがヘッジ対象と同一で、決済日または受払日が概ね対応し、想定元本はヘッジ対象元本以内となるよう契約しておりますので、ヘッジ対象期間を通じてヘッジ有効性が損なわれることは信用リスクを除いてありません。</p> <p>③ ヘッジ会計の方法 短期の先物為替契約はすべて時価評価しており、ヘッジ対象が予定取引の場合を除いて、ヘッジ対象となる外貨建債権等の為替差損益と相殺した上で当期の損益に計上しております。 金利スワップについては特例処理を採用しており、貸借対照表には計上しておりません。</p>	<p>② ヘッジの手段と方針 同左</p> <p>③ ヘッジ会計の方法 同左</p>	<p>② ヘッジの手段と方針 同左</p> <p>③ ヘッジ会計の方法 同左</p>
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(消費税等の処理方法) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	(消費税等の処理方法) 同左	(消費税等の処理方法) 同左

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は485,236百万円です。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	——	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は492,368百万円です。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

(表示方法の変更)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>関係会社での損失発生に伴い、その会社への投融資等を通じて当社が負担すると見込まれる金額のうち、当期の損失に計上した額について、従来「関係会社株式評価損等」と表示しておりましたが、損失の内容を見直した結果、その内容をより適切に示すために、当中間会計期間より「関係会社関連損失」と表示しております。</p>	——

[次へ](#)

(注記事項)

1) 中間貸借対照表関係

番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	番号	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																		
※1	有形固定資産減価償却累計額 318,495百万円	※1	有形固定資産減価償却累計額 322,318百万円	※1	有形固定資産減価償却累計額 319,682百万円																																		
※2	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、その他の流動資産に含めて表示しております。	※2	同左		—																																		
3	<p>偶発債務</p> <p>(1) 保証債務 関係会社等の金融機関からの借入金に対する保証</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業機械販売会社及び特約店 8社</td> <td>101百万円</td> </tr> <tr> <td>クボタリテックス</td> <td>466百万円</td> </tr> <tr> <td>クボタメタル Corp.</td> <td>848百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(26社)</td> <td>1,092百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,509百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受取手形割引高 115百万円</p> <p>(3) その他</p> <p>① 訴訟事項 当社は平成10年に国内におけるダクタイル鉄管直管の受注シェア協定による独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)違反の疑いで公正取引委員会の立入検査を受けました。平成11年3月、当社は公正取引委員会から排除勧告を受け、同年4月に応諾しました。</p> <p>この件に関して、平成11年12月24日に公正取引委員会より、7,072百万円の課徴金納付命令を受けましたが、当社は審判手続開始請求を行い平成12年3月より審判が開始されましたので、独占禁止法第49条に基づき当該納付命令は失効しました。なお、審判は平成18年9月30日現在継続中です。</p>	保証先	金額	農業機械販売会社及び特約店 8社	101百万円	クボタリテックス	466百万円	クボタメタル Corp.	848百万円	その他(26社)	1,092百万円	計	2,509百万円	3	<p>偶発債務</p> <p>(1) 保証債務 関係会社等の金融機関からの借入金に対する保証</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業機械販売会社及び特約店 4社</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>鳥羽テクノメタル</td> <td>146百万円</td> </tr> <tr> <td>クボタ信用保証</td> <td>300百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(20社)</td> <td>314百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>790百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受取手形割引高 253百万円</p> <p>(3) その他</p> <p>① 訴訟事項 当社は平成10年に国内におけるダクタイル鉄管直管の受注シェア協定による独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)違反の疑いで公正取引委員会の立入検査を受けました。平成11年3月、当社は公正取引委員会から排除勧告を受け、同年4月に応諾しました。</p> <p>この件に関して、平成11年12月24日に公正取引委員会より、7,072百万円の課徴金納付命令を受けましたが、当社は審判手続開始請求を行い平成12年3月より審判が開始されましたので、独占禁止法第49条に基づき当該納付命令は失効しました。</p>	保証先	金額	農業機械販売会社及び特約店 4社	30百万円	鳥羽テクノメタル	146百万円	クボタ信用保証	300百万円	その他(20社)	314百万円	計	790百万円	3	<p>偶発債務</p> <p>(1) 保証債務 関係会社等の金融機関からの借入金に対する保証</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業機械販売会社及び特約店 5社</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>クボタメタル Corp.</td> <td>1,018百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(27社)</td> <td>1,121百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,184百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受取手形割引高 750百万円</p> <p>(3) その他</p> <p>① 訴訟事項 当社は平成10年に国内におけるダクタイル鉄管直管の受注シェア協定による独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)違反の疑いで公正取引委員会の立入検査を受けました。平成11年3月、当社は公正取引委員会から排除勧告を受け、同年4月に応諾しました。</p> <p>この件に関して、平成11年12月24日に公正取引委員会より、7,072百万円の課徴金納付命令を受けましたが、当社は審判手続開始請求を行い平成12年3月より審判が開始されましたので、独占禁止法第49条に基づき当該納付命令は失効しました。なお、審判は平成19年3月31日現在継続中です。</p>	保証先	金額	農業機械販売会社及び特約店 5社	45百万円	クボタメタル Corp.	1,018百万円	その他(27社)	1,121百万円	計	2,184百万円
保証先	金額																																						
農業機械販売会社及び特約店 8社	101百万円																																						
クボタリテックス	466百万円																																						
クボタメタル Corp.	848百万円																																						
その他(26社)	1,092百万円																																						
計	2,509百万円																																						
保証先	金額																																						
農業機械販売会社及び特約店 4社	30百万円																																						
鳥羽テクノメタル	146百万円																																						
クボタ信用保証	300百万円																																						
その他(20社)	314百万円																																						
計	790百万円																																						
保証先	金額																																						
農業機械販売会社及び特約店 5社	45百万円																																						
クボタメタル Corp.	1,018百万円																																						
その他(27社)	1,121百万円																																						
計	2,184百万円																																						

番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	番号	前事業年度末 (平成19年3月31日)
	<p>また、独占禁止法第7条の2は「実質的に商品の供給量を制限することにより、その対価に影響があるものとしたときは課徴金を課す」と規定しておりますが、当社は本件シェア協定が同法第7条の2の要件を満たすものではないと考えておりますので、これに対する引当金は計上しておりません。</p> <p>しかし、審判の結果出される審決が当社にとり好ましくないものとなれば、その年の経営成績に重要な影響を及ぼすことが考えられます。現時点では、かかる結果が生じる可能性を推測することは出来ません。</p> <p>② アスベスト健康被害に関する事項</p> <p>当社は過去に石綿管や屋根材、外壁材等の石綿関連製品を製造・販売しておりました。平成17年4月、当社は兵庫県尼崎市の旧神崎工場の周辺住民のうち何名かの方が中皮腫(癌の一形態、主としてアスベスト吸引が原因といわれている)を患っているとの知らせを受けました。同年6月、当社は同工場周辺の石綿疾病患者の方々に対し一定の基準に基づいて見舞金(弔慰金)を支払うことを決定し、支払いを開始しました。平成18年4月には見舞金制度に代わる救済金制度を創設し、追加的支払いを行うことを決定しました。救済金制度は今後新たに支払い請求をする周辺住民の方に対しても適用されます。さらに同年6月及び9月、医療研究施設の中皮腫治療に関する2つの研究プロジェクトに対する支援を決定し、今年度分の寄付を実施しました。</p>		<p>また、独占禁止法第7条の2は「実質的に商品の供給量を制限することにより、その対価に影響があるものとしたときは課徴金を課す」と規定しておりますが、当社は本件シェア協定が同法第7条の2の要件を満たすものではないと考えておりますので、これに対する引当金は計上しておりません。</p> <p>しかし、審判の結果出される審決が当社にとり好ましくないものとなれば、その年の経営成績に重要な影響を及ぼすことが考えられます。なお、審判は平成19年11月9日に結審しましたが、現時点では審決の時期及び結果を予測することは出来ません。</p> <p>② アスベスト健康被害に関する事項</p> <p>当社は過去に石綿管や屋根材、外壁材等の石綿関連製品を製造・販売しておりました。平成17年4月、当社は兵庫県尼崎市の旧神崎工場の周辺住民のうち何名かの方が中皮腫(癌の一形態、主としてアスベスト吸引が原因といわれている)を患っているとの知らせを受けました。同年6月、当社は旧神崎工場周辺の石綿疾病患者の方々に対し一定の基準に基づいて見舞金(弔慰金)を支払うことを決定し、これを実施しました。平成18年4月には見舞金制度に代わる救済金制度を新たに創設して追加的支払いを行うことを決定し、これを開始しました。救済金制度は今後新たに支払い請求をする周辺住民の方に対しても適用されます。</p> <p>また、当社は当社方針に従い、アスベスト関連の疾病を罹患した従業員(元従業員を含む、以下同じ)に対して一定の法定外の補償を行っております。</p>		<p>また、独占禁止法第7条の2は「実質的に商品の供給量を制限することにより、その対価に影響があるものとしたときは課徴金を課す」と規定しておりますが、当社は本件シェア協定が同法第7条の2の要件を満たすものではないと考えておりますので、これに対する引当金は計上しておりません。</p> <p>しかし、審判の結果出される審決が当社にとり好ましくないものとなれば、その年の経営成績に重要な影響を及ぼすことが考えられます。現時点では、かかる結果が生じる可能性を推測することは出来ません。</p> <p>② アスベスト健康被害に関する事項</p> <p>当社は過去に石綿管や屋根材、外壁材等の石綿関連製品を製造・販売しておりました。平成17年4月、当社は兵庫県尼崎市の旧神崎工場の周辺住民のうち何名かの方が中皮腫(癌の一形態、主としてアスベスト吸引が原因といわれている)を患っているとの知らせを受けました。同年6月、当社は旧神崎工場周辺の石綿疾病患者の方々に対し一定の基準に基づいて見舞金(弔慰金)を支払うことを決定し、これを実施しました。平成18年4月には見舞金制度に代わる救済金制度を新たに創設して追加的支払いを行うことを決定し、これを開始しました。救済金制度は今後新たに支払い請求をする周辺住民の方に対しても適用されます。</p> <p>また、当社は当社方針に従い、アスベスト関連の疾病を罹患した従業員(元従業員を含む、以下同じ)に対して一定の法定外の補償を行っております。</p>

番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	番号	前事業年度末 (平成19年3月31日)
	<p>また、当社は当社方針に従い、アスベスト関連の疾病を罹患した従業員(元従業員を含む、以下同じ)に対して一定の法定外の補償を行っております。</p> <p>アスベスト健康被害が日本全体の社会問題に発展したことを受け、国はアスベスト新法(石綿による健康被害の救済に関する法律)を制定、平成18年3月27日に施行されました。この法律は石綿に起因する健康被害者の中で労災保険法に基づく労災補償による救済の対象とならない人々を迅速に救済する目的で制定された法律です。</p> <p>この法律に基づき、救済給付のための石綿健康被害救済基金が環境再生保全機構によって設立され、同法に基づく救済の対象者として認定され次第、給付の支給が開始されます。救済給付を支出する石綿健康被害救済基金は国、地方公共団体、事業者の負担とされます。事業者による具体的な負担額については現在政府の検討段階にあり、平成18年度に決定され平成19年度から徴収される見込みとなっております。</p> <p>当社は、アスベスト健康被害に関する支払いが発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な場合において費用化しており、この中には主として 1)アスベスト関連の疾病を罹患した従業員に対する補償金 2)旧神崎工場周辺の石綿疾病患者の方々に対して支払われる「救済金」及び「見舞金(弔慰金)」が含まれております。</p>		<p>平成18年3月、国はアスベスト新法(石綿による健康被害の救済に関する法律)を施行しました。同法は石綿に起因する健康被害者の中で労災保険法に基づく労災補償による救済の対象とならない人々を救済する目的で制定されたものであり、救済給付の原資は国、地方公共団体、事業者の負担とされます。事業者による負担額は平成19年度から徴収されておりますが、この中には、石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる事業者の負担となる特別拠出金が含まれております。</p> <p>当社は、アスベスト健康被害に関する支払いが発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な場合において費用化しており、この中には主として 1)アスベスト関連の疾病を罹患した従業員に対する補償金 2)旧神崎工場周辺の石綿疾病患者の方々に対して支払われる救済金及び見舞金(弔慰金) 3)アスベスト新法に基づく特別拠出金 が含まれております。</p> <p>また、上記の費用計上額には今後支払われる見込みの金額が含まれており、アスベスト関連の未払金は、19年9月中旬期1,253百万円です。</p> <p>ただし、今後新たに支払いの申請をする従業員や工場周辺住民の方の人数を予測する根拠や情報はなく、上記の未払金にはこれらを織り込んでおりません。</p>		<p>アスベスト健康被害が日本全体の社会問題に発展したことを受けて、国はアスベスト新法(石綿による健康被害の救済に関する法律)を制定し、平成18年3月27日に施行しました。同法は石綿に起因する健康被害者の中で労災保険法に基づく労災補償による救済の対象とならない人々を救済する目的で制定されたものであり、救済給付の原資は国、地方公共団体、事業者の負担とされます。事業者による負担額は平成19年度から徴収されますが、この中には、石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる事業者の負担となる特別拠出金が含まれております。</p> <p>当社は、アスベスト健康被害に関する支払いが発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な場合において費用化しており、この中には主として 1)アスベスト関連の疾病を罹患した従業員に対する補償金 2)旧神崎工場周辺の石綿疾病患者の方々に対して支払われる救済金及び見舞金(弔慰金) 3)アスベスト新法に基づく特別拠出金 が含まれております。このうち、アスベスト新法に基づく特別拠出金については、翌事業年度からの4年間にわたって支払いが見込まれる総額735百万円を当事業年度に計上しております。</p> <p>また、上記の費用計上額には今後支払われる見込みの金額が含まれており、アスベスト関連の未払金は当事業年度末で1,359百万円です。</p>

番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	番号	前事業年度末 (平成19年3月31日)
	<p>また、上記の費用計上額には今後支払われる見込みの金額が含まれており、アスベスト関連の未払金は、18年9月中間期456百万円です。</p> <p>ただし、今後新たに支払いの申請をする従業員や工場周辺住民の方の人数を予測する根拠や情報はなく、アスベスト新法に関わる当社の負担額も未確定ですので、上記の未払金にはこれらを織り込んでおりません。また、従業員や工場周辺住民の方のアスベスト健康被害に関する訴訟は現時点では提起されていないものの今後提訴される可能性も否定はできません。</p> <p>従って、この問題に関わる最終的な偶発債務額を合理的に見積ることは困難と考えております。しかし、当社はこの問題を当社の経営成績、財政状態、さらに資金流動性に関する重要な潜在的リスクであると認識しております。</p>		<p>また、平成19年5月、ある周辺住民の方からアスベスト健康被害に関する訴訟が当社及び国に対して初めて提起されましたが、この訴訟が今後どのように推移するか、あるいは同様の訴訟が提起される可能性があるかどうかについて予測することはできません。従って、この問題に関わる最終的な偶発債務額を合理的に見積ることは困難と考えております。しかし、当社はこの問題を当社の経営成績、財政状態、さらに資金流動性に関する重要な潜在的リスクであると認識しております。</p>		<p>ただし、今後新たに支払いの申請をする従業員や工場周辺住民の方の人数を予測する根拠や情報はなく、上記の未払金にはこれらを織り込んでおりません。また、平成19年5月、ある周辺住民の方からアスベスト健康被害に関する訴訟が当社及び国に対して初めて提起されましたが、この訴訟が今後どのように推移するか、あるいは同様の訴訟が提起される可能性があるかどうかについて予測することはできません。従って、この問題に関わる最終的な偶発債務額を合理的に見積ることは困難と考えております。しかし、当社はこの問題を当社の経営成績、財政状態、さらに資金流動性に関する重要な潜在的リスクであると認識しております。</p> <p>なお、当社は、平成18年8月、医療研究施設の中皮腫治療に関する2つの研究プロジェクトを支援することを公表し、今年度分の寄付を実施しました。この費用はアスベスト健康被害に関する費用計上額には含まれておりません。</p>
※4	<p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が中間会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 4,676百万円 支払手形 1,410百万円 その他の流動負債 67百万円 (設備関係支払手形)</p>	※4	<p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が中間会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 4,137百万円 支払手形 1,210百万円 その他の流動負債 47百万円 (設備関係支払手形)</p>	※4	<p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 7,068百万円 支払手形 1,331百万円 その他の流動負債 136百万円 (設備関係支払手形)</p>

[前へ](#)

[次へ](#)

2) 中間損益計算書関係

番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	番号	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 238百万円 受取配当金 2,819百万円 受取特許料 2,135百万円	※1	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 368百万円 受取配当金 5,546百万円 受取特許料 2,156百万円	※1	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 531百万円 受取配当金 3,597百万円 受取特許料 4,618百万円
※2	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 372百万円	※2	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 367百万円 為替差損 774百万円 固定資産廃却損 679百万円	※2	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 756百万円 固定資産廃却損 1,690百万円
3	減価償却実施額 有形固定資産 4,965百万円 無形固定資産 654百万円	3	減価償却実施額 有形固定資産 6,600百万円 無形固定資産 612百万円	3	減価償却実施額 有形固定資産 10,729百万円 無形固定資産 1,271百万円
※4	当中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は当期において予定している剰余金の処分による特別償却準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。		—————		—————

3) 中間株主資本等変動計算書関係

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	1,299,869	—	—	1,299,869

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	23	4,780	8	4,795

(注) 1 当中間会計期間における増加株式数の内訳は次のとおりです。

平成18年6月23日開催の取締役会決議に基づく取得による増加 4,700千株
 単元未満株式の買取りによる増加 80千株

2 当中間会計期間における減少株式数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買増し請求による減少 8千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	7,799	6.00	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,475	5.00	平成18年9月30日	平成18年12月5日

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	1,291,919	—	—	1,291,919

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	38	2,992	6	3,023

(注) 1 当中間会計期間における増加株式数の内訳は次のとおりです。

平成19年6月22日開催の取締役会決議に基づく取得による増加 2,900千株
単元未満株式の買取りによる増加 92千株

2 当中間会計期間における減少株式数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買増し請求による減少 6千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月11日 取締役会	普通株式	9,043	7.00	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,733	6.00	平成19年9月30日	平成19年12月5日

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,299,869	—	7,950	1,291,919

(注) 当事業年度における減少株式数の内訳は次のとおりです。

平成19年3月23日開催の取締役会決議に基づく自己株式消却による減少 7,950千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	23	7,977	7,962	38

(注) 1 当事業年度における増加株式数の内訳は次のとおりです。

平成18年6月23日開催の取締役会決議に基づく取得による増加 4,700千株

平成18年12月15日開催の取締役会決議に基づく取得による増加 3,100千株

単元未満株式の買取りによる増加 177千株

2 当事業年度における減少株式数の内訳は次のとおりです。

平成19年3月23日開催の取締役会決議に基づく自己株式消却による減少 7,950千株

単元未満株式の買増し請求による減少 12千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	7,799	6.00	平成18年3月31日	平成18年6月23日
平成18年11月7日 取締役会	普通株式	6,475	5.00	平成18年9月30日	平成18年12月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	9,043	7.00	平成19年3月31日	平成19年6月25日

[前へ](#) [次へ](#)

4) リース取引関係

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具備品 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>11,106</td> <td>1,789</td> <td>12,896</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>4,805</td> <td>756</td> <td>5,562</td> </tr> <tr> <td>中間会計期末残高相当額</td> <td>6,301</td> <td>1,033</td> <td>7,334</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	11,106	1,789	12,896	減価償却累計額相当額	4,805	756	5,562	中間会計期末残高相当額	6,301	1,033	7,334	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具備品 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>11,994</td> <td>2,006</td> <td>14,001</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5,376</td> <td>934</td> <td>6,310</td> </tr> <tr> <td>中間会計期末残高相当額</td> <td>6,618</td> <td>1,072</td> <td>7,690</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	11,994	2,006	14,001	減価償却累計額相当額	5,376	934	6,310	中間会計期末残高相当額	6,618	1,072	7,690	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具備品 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>11,383</td> <td>2,037</td> <td>13,420</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5,441</td> <td>851</td> <td>6,293</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>5,941</td> <td>1,186</td> <td>7,127</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	11,383	2,037	13,420	減価償却累計額相当額	5,441	851	6,293	期末残高相当額	5,941	1,186	7,127
		工具器具備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																															
	取得価額相当額	11,106	1,789	12,896																																															
減価償却累計額相当額	4,805	756	5,562																																																
中間会計期末残高相当額	6,301	1,033	7,334																																																
	工具器具備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																
取得価額相当額	11,994	2,006	14,001																																																
減価償却累計額相当額	5,376	934	6,310																																																
中間会計期末残高相当額	6,618	1,072	7,690																																																
	工具器具備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																
取得価額相当額	11,383	2,037	13,420																																																
減価償却累計額相当額	5,441	851	6,293																																																
期末残高相当額	5,941	1,186	7,127																																																
<p>なお、取得価額相当額及び下記2 未経過リース料中間会計期末残高相当額の算定は、有形固定資産の中間会計期末残高等に占める未経過リース料中間会計期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p>	同左	<p>なお、取得価額相当額及び下記2 未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p>																																																	
2 未経過リース料中間会計期末残高相当額	2 未経過リース料中間会計期末残高相当額	2 未経過リース料中間会計期末残高相当額																																																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3,561百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,773百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,334百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	3,561百万円	1年超	3,773百万円	合計	7,334百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3,871百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,819百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,690百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	3,871百万円	1年超	3,819百万円	合計	7,690百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3,489百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,637百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,127百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	3,489百万円	1年超	3,637百万円	合計	7,127百万円																															
1年内	3,561百万円																																																		
1年超	3,773百万円																																																		
合計	7,334百万円																																																		
1年内	3,871百万円																																																		
1年超	3,819百万円																																																		
合計	7,690百万円																																																		
1年内	3,489百万円																																																		
1年超	3,637百万円																																																		
合計	7,127百万円																																																		
3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額																																																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料 (減価償却費相当額)</td> <td>1,882百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料 (減価償却費相当額)	1,882百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料 (減価償却費相当額)</td> <td>2,112百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料 (減価償却費相当額)	2,112百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料 (減価償却費相当額)</td> <td>3,803百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料 (減価償却費相当額)	3,803百万円																																											
支払リース料 (減価償却費相当額)	1,882百万円																																																		
支払リース料 (減価償却費相当額)	2,112百万円																																																		
支払リース料 (減価償却費相当額)	3,803百万円																																																		
4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法																																																	
リース期間を耐用年数とし、残価保証額を残存価額とする定額法によっております。	同左	同左																																																	

5) 有価証券関係

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

6) 重要な後発事象

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		平成19年6月22日の取締役会において、会社法第165条第2項の規定に基づき、平成19年6月25日から平成19年9月27日までの期間に取得株数10,000千株以下かつ取得総額11,000百万円以下の範囲内で、当社普通株式を市場から取得することを決議しました。

(2) 【その他】

① 中間配当(会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当)

平成19年11月6日開催の取締役会において、中間配当につき次のとおり決議しました。

(イ)受領株主 平成19年9月30日現在の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載された株主

(ロ)中間配当金 1株につき6円(総額7,733百万円)

(ハ)支払請求権の効力発生日 平成19年12月5日(水)
並びに支払開始日

② 決算日後の状況

特記すべき事項はありません。

③ 訴訟等

「(1) 中間財務諸表 (注記事項) 1) 中間貸借対照表関係 偶発債務 (3) その他」に記載した事項を除いて、該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------------------|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第117期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 自己株券買付状況
報告書 | | | 平成19年4月5日
平成19年5月8日
平成19年6月5日
平成19年7月4日
平成19年7月4日
平成19年8月2日
平成19年9月5日
平成19年10月3日
平成19年11月5日
平成19年12月5日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 訂正発行登録書
(社債) | | | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月7日

株式会社クボタ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	土	田	秋	雄	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉	村	祥	二郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佃		弘	一郎	Ⓔ

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クボタの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る組替後中間連結財務諸表（中間連結財務諸表に対する注記※1参照）、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括損益計算書、中間連結株主持分計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表に対する注記※1参照）に準拠して、株式会社クボタ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。ただし、中間連結財務諸表に対する注記※1(1)に記載のとおり、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書第131号にかえて「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第14条に準拠して作成されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月7日

株式会社クボタ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	土	田	秋	雄	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉	村	祥	二 郎	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佃		弘	一 郎	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クボタの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括損益計算書、中間連結株主持分計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(中間連結財務諸表に対する注記※1参照)に準拠して、株式会社クボタ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。ただし、中間連結財務諸表に対する注記※1(1)に記載のとおり、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書第131号にかえて「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)第14条に準拠して作成されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月6日

株式会社クボタ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 土 田 秋 雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 祥 二 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佃 弘 一 郎 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クボタの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第117期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クボタの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月7日

株式会社クボタ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 土 田 秋 雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 祥 二 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佃 弘 一 郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クボタの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第118期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クボタの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。